

福島県立学校施設長寿命化計画

令和3年4月

〈令和8年3月一部改定〉

福島県教育委員会

目 次

1	長寿命化計画の背景・目的	1
2	長寿命化計画の位置づけ・計画期間・対象校	2
3	学校施設の目指すべき姿	3
4	学校施設の実態	
	対象校一覧	4
	設置状況	5
	学校施設の保有量	6
	生徒数、学級数の変化	7
	中学卒業生の推移	8
	小中学校で特別な支援が必要な児童生徒数の推移	9
	施設関係経費の推移	10
	今後の維持・更新コスト〔従来型〕	11
	本県の学校施設の整備状況	12
5	学校施設の老朽化の状況	
	長寿命化に向けた部位別劣化度調査	13
	部位別劣化度調査の結果	14
	部位別ごとの劣化状況	15-16
6	学校施設整備の基本的な方針等	
	学校施設の長寿命化計画の基本方針	17
	長寿命化の基本方針	18-20
	学校の配置方針	21-22
7	基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	
	維持管理の項目・手法等	23-25
	優先順位の考え方	26
	改修等の整備水準	27
8	長寿命化の実施計画	
	今後の維持・更新コスト〔長寿命化型〕と長寿命化の効果	28
	長寿命化推進に向けたコスト見直し	29
	長寿命化に向けた課題と対策	30-32
	今後の整備費用	33
9	長寿命化計画の継続的運用方針	34
10	本計画書における用語の定義	35

1 長寿命化計画の背景・目的

長寿命化計画の背景と目的

背景 1 適正かつ効率的な学校施設の維持管理を確立

本県の学校施設（以下「施設」という。）は、昭和40～50年代の第2次ベビーブームにあわせて集中的に整備してきましたが、平成23年3月に起きた東日本大震災により被災した施設の災害復旧工事や耐震補強工事を最優先して進めてきたことから、施設の改修が遅れ、老朽化が進行しています。

施設は、生徒達の学習・生活の場であるため、充実した教育活動が展開できる機能的な施設環境として整える必要があるとともに、安全・安心な建物として機能を維持していく必要があります。そのためにも、老朽化対策の一環である建物全体の機能復元を図る工事（以下「大規模改修工事」という。）を行う必要があるとともに、築40～60年を経過しているため、築後50年を目安に建替える方針としてきた改築工事（以下「改築」という。）を喫緊に行う必要があります。

なお、大規模改修工事あるいは改築を進めていくには、膨大な整備規模となり、多額の費用が必要とされることから、財政負担への影響の抑制や整備規模の平準化による計画的な施設整備を進めていく必要があります。

加えて、これまでの学校づくりは、教育環境の充実を図るため、施設の拡充を推進してきましたが、少子化などの社会情勢の変化や東日本大震災の影響により、生徒数が減少傾向にあるため、施設の保有量を適正なものに見直し、最適化を図る必要があります。

これらのことを踏まえ、今後の施設整備は、適正な施設保有量の維持に努め、ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）を意識しながら計画的に推進していく必要があります。

背景 2 学校施設の維持管理を着実に進めるため中長期的個別施設計画（長寿命化計画）を策定

本県では、平成20年に策定した「福島県県有財産最適活用計画」によりファシリティマネジメントを導入し、土地、建物、物品などの財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的かつ中期的観点から、戦略的に活用・維持・保有・処分していくことを目的として、歳入確保と歳出削減の両面から県有財産の最適な活用を図ってきました。

他方、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受けて、政府全体の取組として、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」が平成25年11月に策定されました（インフラ老朽化対策の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）。

当計画の策定にあたっては、これらの計画を踏まえ、本県が所管する県有施設の機能を持続的に維持していけるようマネジメントし、施設整備を着実に推進していくための中長期的な取組の方向性を明らかにしたものにする必要があります。

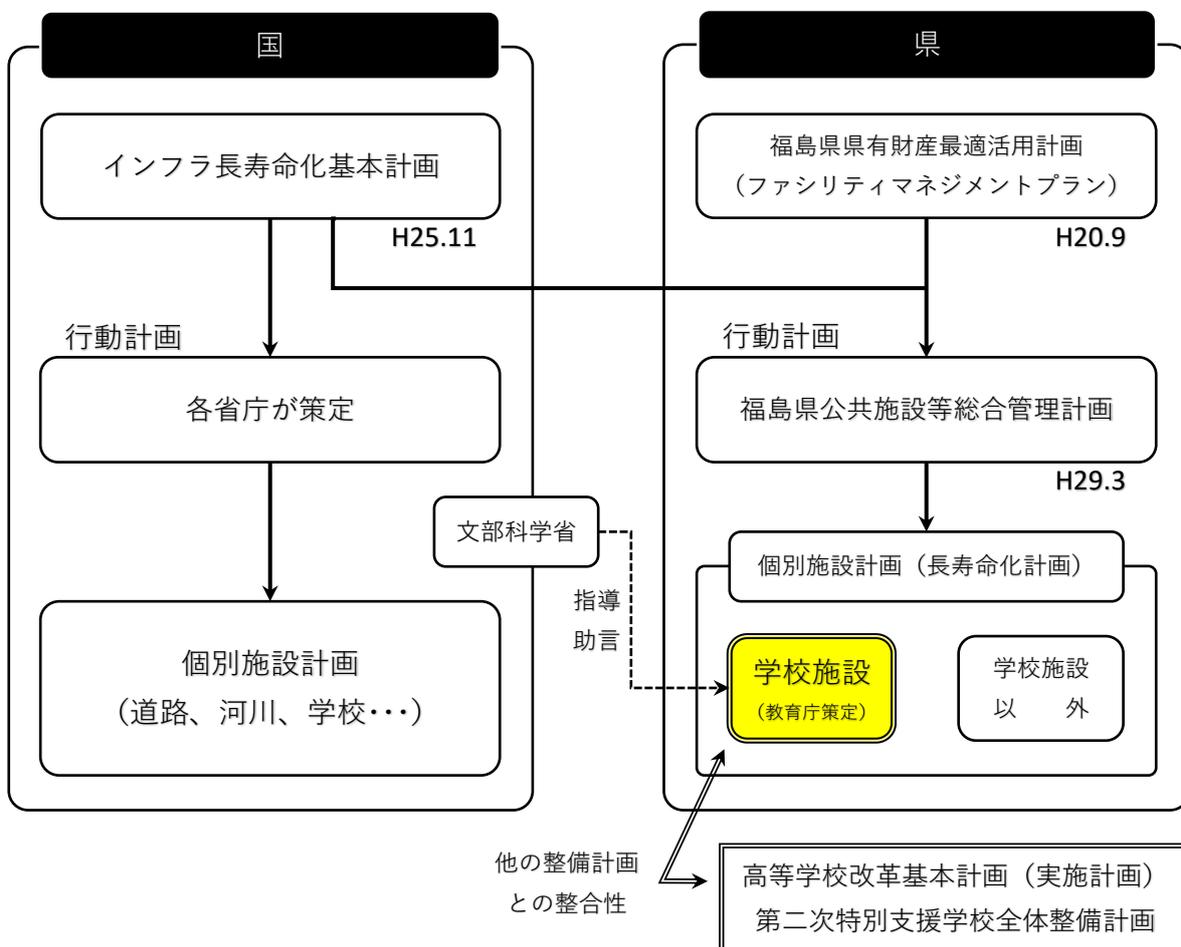
長寿命化計画の目的

財政負担への影響の抑制や整備規模の平準化を図りながら、建物及び設備の機能を長く良好に維持することにより、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる機能的な教育環境を確保することを目的とします。

2 長寿命化計画の位置づけ・計画期間・対象校

計画の位置づけ

本計画は、福島県公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）に基づいて施設類型ごとに策定する個別施設計画のうち、県立学校施設について中長期的な視点に立って基本的な方針や整備水準などを定めるものです。



計画期間

本計画は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

長寿命化推進による財政的な負担への影響の抑制や整備規模の平準化の影響を試算するには、中長期的な期間で検証する必要があることから、本計画においては、整備規模をコストに換算のうえ、試算することとし、実施するコストシミュレーションの期間を40年間とします。

本計画は、社会情勢や教育環境の変化等に応じ、適宜、見直しを図っていくものとします。

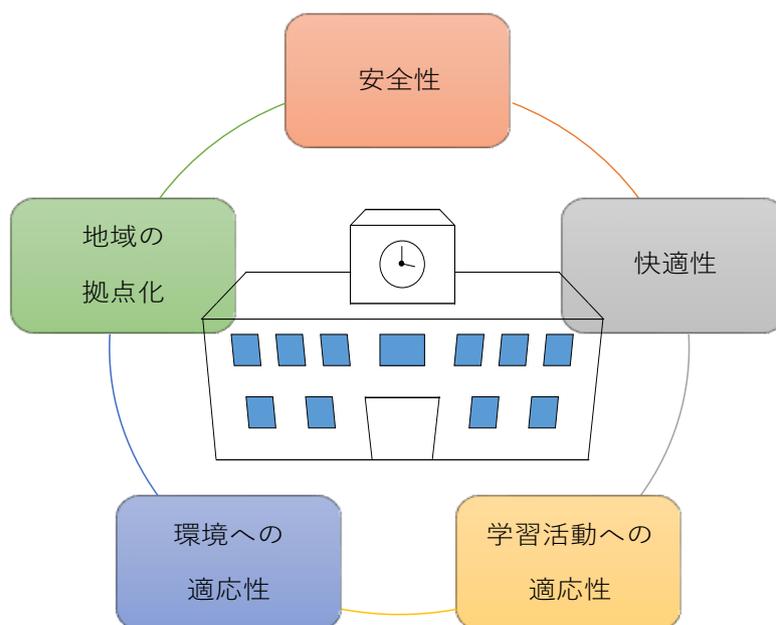
対象校

本県所管の学校施設は高等学校、中高一貫校、特別支援学校に分かれています。

高等学校	(分校含)	74校	} 計	105校
中高一貫校		3校		
特別支援学校	(分校含)	28校		

令和8年4月1日現在の学校数

3 学校施設の目指すべき姿



本計画に基づく施設の改修整備等において、本県総合教育計画のアクションプランの教育施策に対応した学校施設の機能や役割等の充実に取り組んでいくこととします。

安全性

- 災害対策：地震、津波、洪水に強い施設、防災機能を備えた施設
- 防犯・事故対策：セキュリティが確保され、怪我をしない施設

快適性

- 快適な学習環境：学習能率の向上に資する快適な環境、バリアフリーに配慮した環境
- 職員に配慮した環境：教職員の業務向上に繋がる環境、校務の情報化に必要なICT環境

学習活動への適応性

- 主体性を養う空間の充実：自発的学習、主体性、社会性を身につけさせる環境
- 学習空間の充実：多様な学習形態の展開、きめ細かい学習指導ができる空間
- 言語活動の充実：発表・討論などの教育活動が行える空間
- 理科数学の充実：観察・実験を行うための環境
- 運動環境の充実：運動ができる環境
- 伝統文化教育の充実：伝統や文化に関する教育を行うための環境
- 外国語教育の充実：積極的なコミュニケーションを図ることができる空間
- 学校図書館の活用：読書活動推進、調べ学習、習熟度別学習などのための環境
- キャリア教育等の充実：キャリア教育・進路指導を行うための環境
- 食育の充実：食育のための空間
- 特別支援教育の推進：バリアフリーへの配慮、自閉症などの多様な障がいを持つ児童生徒に配慮した環境
- 環境教育の充実：地球環境問題への関心を高めるエコスクール

環境への適応性

- 環境を考慮したエコスクール

地域の拠点化

- 地域に開かれた環境、バリアフリー、安全で安心な施設

目指すべき姿は「学校施設整備基本構想の在り方について」（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 平成25年3月）を参考に設定したもの

4 学校施設の実態 対象校一覧

R8.4.1現在

高等学校（中高一貫校含む）

単位:m²

単位:m²

No.	学校名	延床面積	No.	学校名	延床面積
1	福島高等学校	15,344	40	葵高等学校	13,603
2	橘高等学校	14,425	41	会津学鳳高等学校（中高一貫校）	20,347
3	福島商業高等学校	13,264	42	若松商業高等学校	12,774
4	福島明成高等学校	29,839	43	会津工業高等学校	25,044
5	福島工業高等学校（定時制）	18,886	44	会津第二高等学校（定時制）（会津工業高等学校内）	
6	福島西高等学校 ●	13,306	45	喜多方高等学校	10,592
7	福島北高等学校 ※	12,292	46	喜多方桐桜高等学校	14,174
8	福島東高等学校	12,160	47	猪苗代高等学校	7,848
9	福島南高等学校	12,280	48	西会津高等学校	7,507
10	ぶくしま新世高等学校（定時制）（福島南高等学校内）		49	会津西陵高等学校	9,733
11	川俣高等学校	15,247	50	川口高等学校	7,525
12	伊達高等学校	13,156	51	会津農林高等学校	16,436
13	安達高等学校	11,449	52	南会津高等学校	14,393
14	二本松実業高等学校	13,130	53	只見高等学校	5,978
15	本宮高等学校	15,465	54	磐城高等学校	15,053
16	安積高等学校（中高一貫校）	14,699	55	磐城桜が丘高等学校	13,220
17	安積黎明高等学校	14,592	56	平工業高等学校	22,308
18	郡山東高等学校	13,479	57	いわき商業情報高等学校	20,758
19	郡山商業高等学校	16,624	58	いわき総合高等学校	12,637
20	郡山北工業高等学校	23,632	59	いわき光洋高等学校	12,270
21	郡山高高等学校	15,117	60	いわき湯本高等学校	12,874
22	あさか開成高等学校	10,121	61	小名浜海星高等学校	22,786
23	湖南高等学校	4,989	62	磐城農業高等学校	12,587
24	須賀川創英館高等学校	11,479	63	勿来高等学校	9,169
25	須賀川桐陽高等学校	10,037	64	勿来工業高等学校	21,487
26	清陵情報高等学校	17,168	65	四倉高等学校 ※	10,421
27	岩瀬農業高等学校	27,138	66	いわき翠の杜高等学校（定時制）	6,205
28	石川高等学校	7,372	67	双葉高等学校（休校中）	9,985
29	田村高等学校	14,089	68	浪江高等学校（休校中）	7,925
30	あぶくま柏鵬高等学校	11,199	69	浪江高等学校 津島校（休校中）	2,392
31	小野高等学校 ※	12,176	70	富岡高等学校（休校中）	9,182
32	郡山萌世高等学校（通信制・定時制）	7,374	71	双葉翔陽高等学校（休校中）	9,669
33	光南高等学校	12,126	72	ふたば未来学園高等学校（中高一貫校）	27,759
34	白河高等学校	12,375	73	相馬高等学校	22,002
35	白河第二高等学校（定時制）（白河高等学校内）		74	相馬総合高等学校	13,091
36	白河旭高等学校	10,713	75	原町高等学校	12,804
37	白河実業高等学校	18,565	76	相馬農業高等学校	16,505
38	修明高等学校	18,946	77	小高産業技術高等学校	15,116
39	会津高等学校	13,150			

※ 下記学校再編等の整備計画により閉校を予定している学校

● 下記学校再編等の整備計画により統合を予定している学校

特別支援学校

単位:m²

単位:m²

No.	学校名	延床面積	No.	学校名	延床面積
1	視覚支援学校	7,510	15	たむら支援学校 春山校舎（小・中学部）	3,027
2	大笹生支援学校	9,011	16	たむら支援学校 石崎校舎（高等部） → 船引高等学校内	585
3	聴覚支援学校 福島校	2,904	17	西郷支援学校	5,253
4	須賀川支援学校 医大校 → 福島県立医科大学病院内	459	18	会津支援学校	8,583
5	だて支援学校	8,060	19	猪苗代支援学校	3,851
6	あだち支援学校 二本松校舎	5,690	20	みなみあいづ支援学校	3,322
7	あだち支援学校 本宮校舎	1,486	21	聴覚支援学校 会津校	849
8	聴覚支援学校	8,720	22	会津支援学校 竹田校 → 会津竹田総合病院内	1,015
9	郡山支援学校	13,462	23	平支援学校	12,972
10	あぶくま支援学校	11,589	24	いわき支援学校	7,671
11	須賀川支援学校	4,323	25	聴覚支援学校 平校	2,605
12	須賀川支援学校 郡山校	602	26	いわき支援学校 くぼた校 → 勿来高等学校内	608
13	石川支援学校	5,145	27	ふたば支援学校	8,432
14	石川支援学校 たまかわ校	2,017	28	相馬支援学校	9,580

学校再編等の整備計画

「県立高等学校改革後期実施計画（2024年度～2028年度）」に基づき統合を予定している学校

統合	2025年度(令和7年度)	①「いわき総合」と「好間」⇒「いわき総合」	解体	「保原」と「梁川」統合により「梁川」を解体
	2026年度(令和8年度)	①「船引」と「小野」⇒「あぶくま柏鵬」		「須賀川」と「長沼」統合により「長沼」を解体
		②「平商業」と「四倉」⇒「いわき商業情報」		「喜多方」と「喜多方東」統合により「喜多方東」を解体
	2027年度(令和9年度)	①「福島西」と「福島北」⇒「福島芸芸」	↑	

上記の学校は前期計画の学校であり、左記とリンクしない。

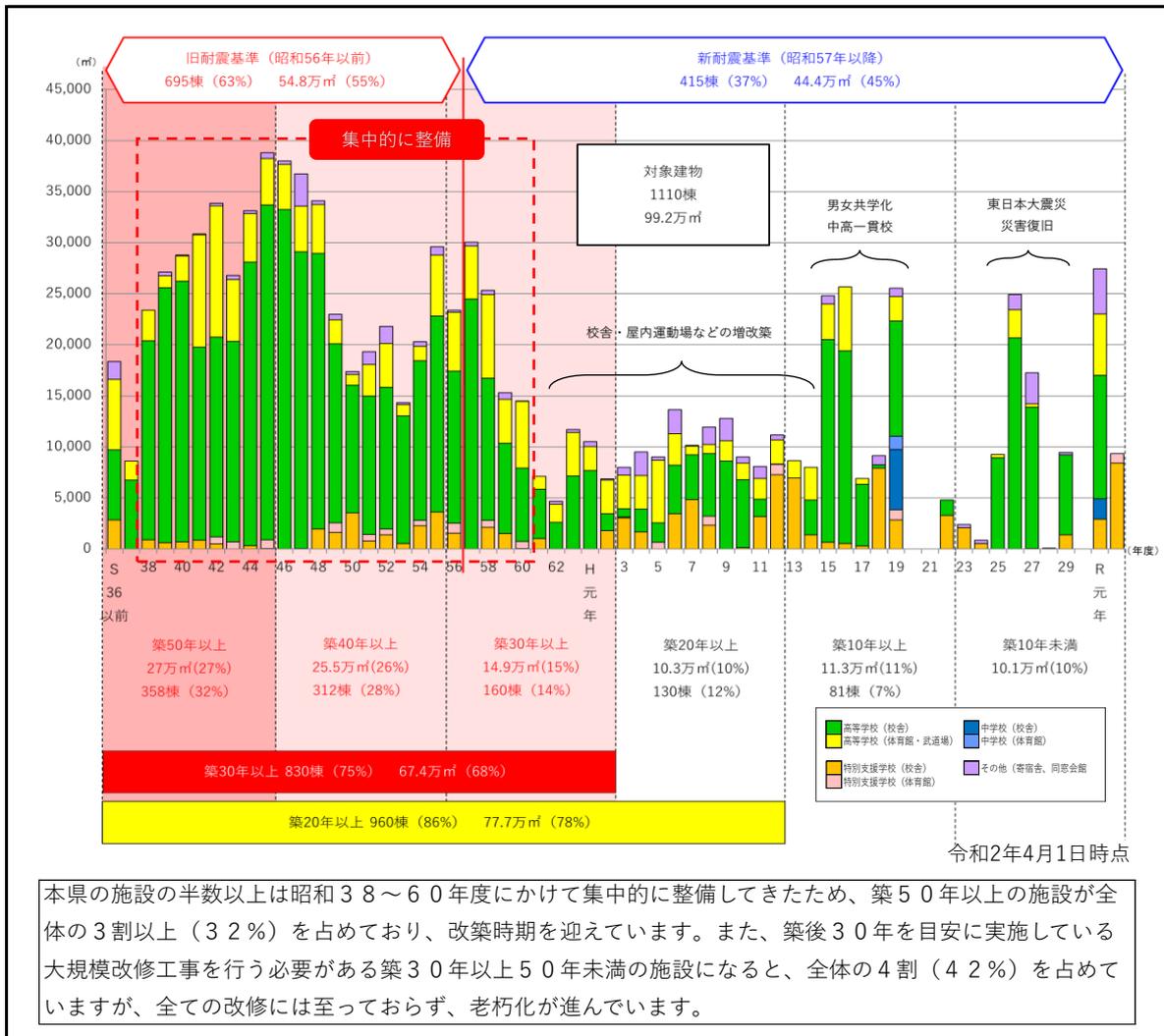
「第二次福島県立特別支援学校全体整備計画」に基づき改築した施設と開校予定の学校

改築	2019年度(令和1年度)	聴覚支援学校福島校の改築
	2020年度(令和2年度)	相馬支援学校の移転新築、聴覚支援学校寄宿舎の改築
新設	2022年度(令和4年度)	伊達市に「だて支援学校」を開校
	2024年度(令和6年度)	富岡支援学校を双葉郡檜葉町に移転し、「ふたば支援学校」として再開
開校	2025年度(令和7年度)	安達地区に「あだち支援学校」を開校
	2026年度(令和8年度)	南会津地区に「みなみあいづ支援学校」を開校予定

統合等に伴う空き校舎、市町村による利活用が見込めない空き校舎は計画的に除却する。

4 学校施設の実態 学校施設の保有量

築年別整備状況



長寿命化の対象施設規模

本計画では、文部科学省が示す「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、1棟当たりの延床面積が200㎡以上の施設を対象としています。これに基づいた本県の高等学校（中高一貫校含む）及び特別支援学校を合わせた延床面積は約99.2万㎡（1,110棟）になります。校種ごとの割合は以下のとおりです。

なお、令和9年度までに閉校を予定している学校及び東日本大震災に伴い休校している学校は、将来の利用計画が未確定であるため、長寿命化の対象施設には含めません。また、民間施設等に間借りしている学校についても、施設の所有者が異なることから、対象施設には含めないこととします。

中学校（校舎・体育館）	9,215	㎡	（ 0.98 % ）
高等学校（校舎・体育館）	834,695	㎡	（ 84.18 % ）
特別支援学校（校舎・体育館）	107,462	㎡	（ 10.84 % ）
その他（寄宿舍・同窓会館など）	40,208	㎡	（ 4.05 % ）

これまでの施設整備の主な実績

- 昭和38年度～昭和60年度・・・ベビーブームに合わせて集中的に整備
- 昭和61年度～平成14年度・・・校舎や屋内運動場の増改築
- 平成15年度～平成18年度・・・男女共学化に伴う校舎の改築
- 平成19年度・・・県内初の中高一貫校の整備
- 平成25年度～平成29年度・・・東日本大震災に伴う災害復旧
- 令和元年度～現在・・・県内3カ所目の中高一貫校の整備、特別支援学校の移転新築

4 学校施設の実態 生徒数、学級数の変化

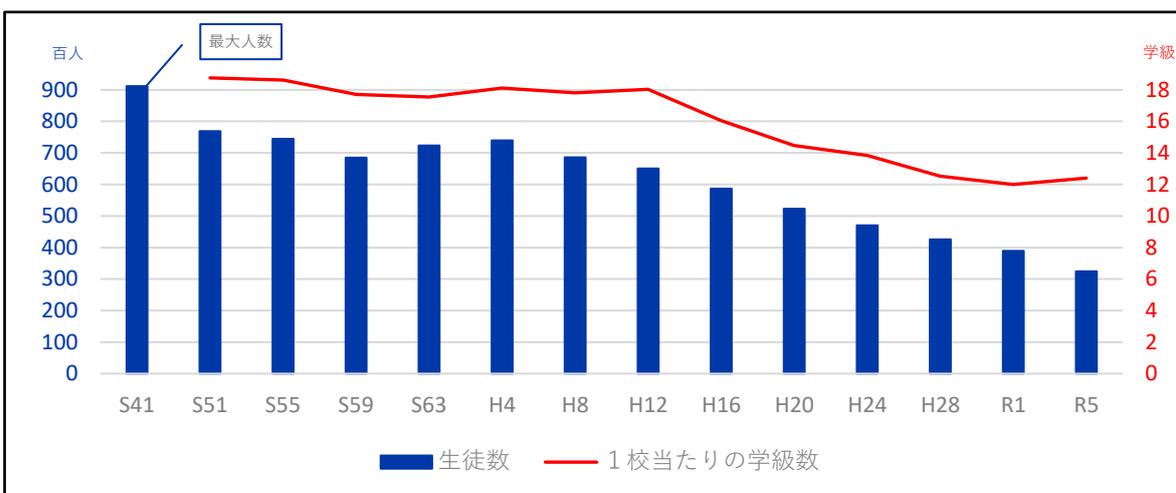
高等学校の推移

推移別	実績													
	1966 S41	1976 S51	1980 S55	1984 S59	1988 S63	1992 H4	1996 H8	2000 H12	2004 H16	2008 H20	2012 H24	2016 H28	2019 R1	2023 R5
学校数	107	96	95	95	97	96	96	95	96	96	93	94	92	79
学級数	-	1,801	1,770	1,683	1,702	1,739	1,710	1,713	1,541	1,390	1,288	1,178	1,104	980
生徒数(人)	91,160	76,921	74,432	68,494	72,333	74,000	68,580	65,036	58,672	52,291	47,000	42,560	38,965	32,442
1校当たりの学級数	-	18.8	18.6	17.7	17.5	18.1	17.8	18.0	16.1	14.5	13.8	12.5	12.0	12.4

※ 1966年度(S41)から2019年度(R1)までの実績は学校統計要覧(福島県教育庁発行)より引用

※ 2023年度(R5)の実績は令和5年度学校基本統計(学校基本調査報告書)より引用

※ 学校数は私立を除く全日制及び定時制の合計数

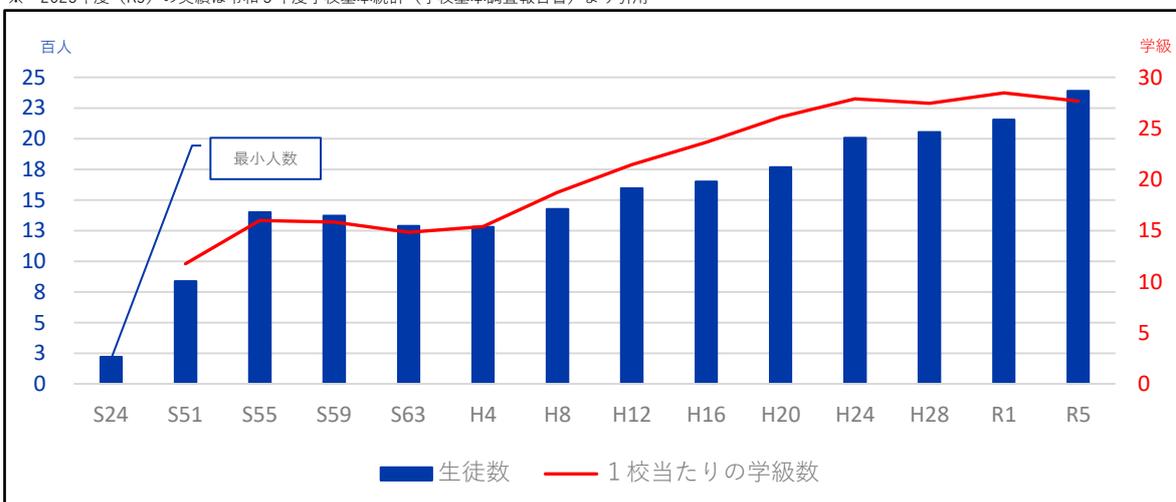


特別支援学校の推移

推移別	実績													
	1949 S24	1976 S51	1980 S55	1984 S59	1988 S63	1992 H4	1996 H8	2000 H12	2004 H16	2008 H20	2012 H24	2016 H28	2019 R1	2023 R5
学校数	1	12	17	18	19	20	20	20	20	20	21	22	23	25
学級数	-	141	272	285	282	308	375	429	473	522	586	604	655	692
生徒数(人)	221	837	1,401	1,372	1,287	1,279	1,427	1,596	1,651	1,768	2,007	2,054	2,155	2,390
1校辺りの学級数	-	11.8	16.0	15.8	14.8	15.4	18.8	21.5	23.7	26.1	27.9	27.5	28.5	27.7

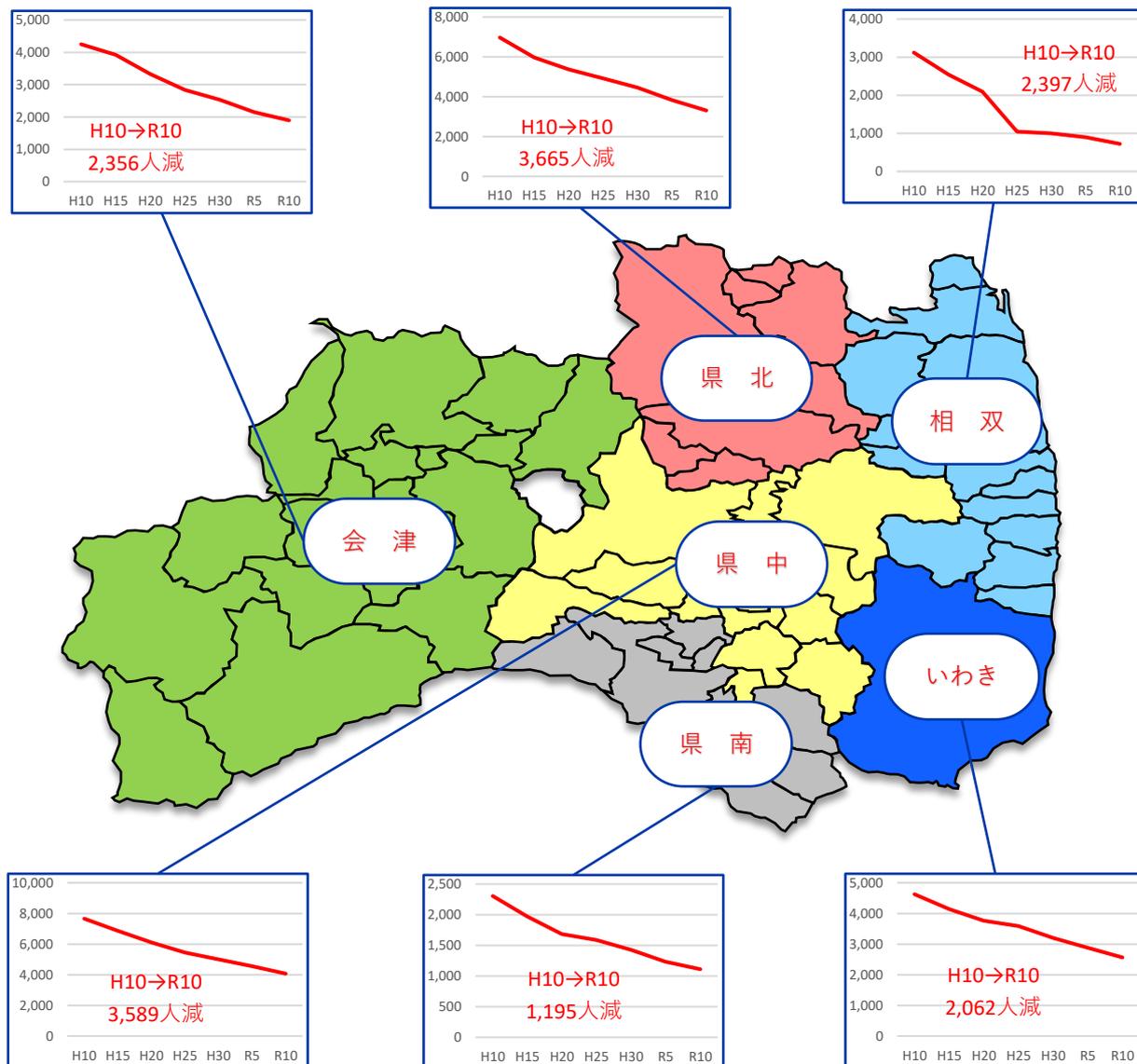
※ 1966年度(S41)から2019年度(R1)までの実績は学校統計要覧(福島県教育庁発行)より引用

※ 2023年度(R5)の実績は令和5年度学校基本統計(学校基本調査報告書)より引用



4 学校施設の実態 中学卒業生の推移

中学校を卒業する生徒数は、少子化などの社会情勢の変化や東日本大震災の影響により、平成10年3月から平成30年3月にかけて10,000人以上減少しており、令和10年3月時点になると更に4,000人以上の減少が見込まれることから、各方部において施設保有量の見直しが必要になります。



中学校を卒業する生徒数

単位：人

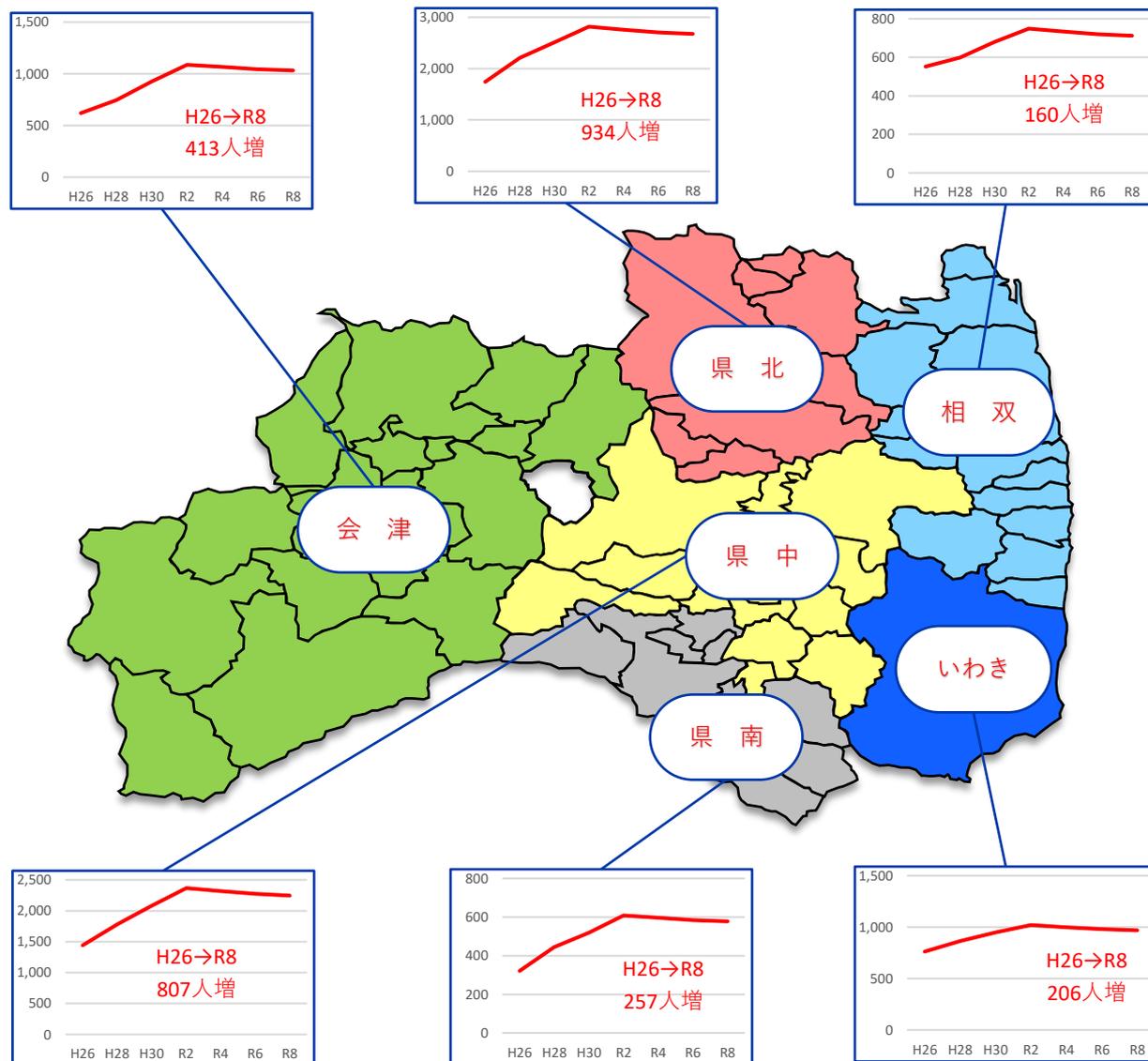
方部	実績 ^{※1}					見込 ^{※2}		増減 (R10-H10)
	H10年3月卒	H15年3月卒	H20年3月卒	H25年3月卒	H30年3月卒	R5年3月卒	R10年3月卒	
県北	6,973	5,962	5,373	4,920	4,464	3,834	3,308	▲ 3,665
県中	7,660	6,869	6,103	5,449	4,998	4,550	4,071	▲ 3,589
県南	2,306	1,972	1,682	1,586	1,429	1,234	1,111	▲ 1,195
会津	4,250	3,918	3,322	2,840	2,528	2,146	1,894	▲ 2,356
相双	3,120	2,546	2,094	1,043	1,002	900	723	▲ 2,397
いわき	4,627	4,137	3,759	3,589	3,201	2,875	2,565	▲ 2,062
計	28,936	25,404	22,333	19,427	17,622	15,539	13,672	▲ 15,264

※1 生徒数は学校統計要覧（福島県教育庁発行）より引用

※2 生徒数は県立高等学校改革後期実施計画（2024年度～2028年度）より引用

4 学校施設の実態 小中学校で特別な支援が必要な児童生徒数の推移

特別な支援を必要とする児童生徒の数は、障がい診断の普及により医療機関の受診動機が高まり、障がい状態に応じた教育環境を望む保護者が増えていることなどから、高い水準で一定期間維持する見通しとなっており、特別支援教育の必要性が高まっています。



特別な支援が必要な小中学校の児童生徒数

単位：人

方 部	H26年度	H28年度	H30年度	R2年度	R4年度	R6年度	R8年度	増減 (R8-H26)
県 北	1,743	2,209	2,511	2,818	2,760	2,706	2,677	934
県 中	1,441	1,781	2,082	2,367	2,320	2,273	2,248	807
県 南	321	444	518	608	596	584	578	257
会 津	620	747	926	1,087	1,067	1,044	1,033	413
相 双	552	599	680	749	734	720	712	160
いわき	762	863	947	1,020	999	979	968	206
計	5,439	6,643	7,664	8,649	8,476	8,306	8,216	2,777

小中学校の児童生徒とは、通常学級で学習する障がいのある者、通級指導対象の者、特別支援学級に在籍する者をいう。

各方部の児童生徒数は「第二次福島県立特別支援学校全体整備計画」（平成29年12月15日策定）より引用

4 学校施設の実態 施設関係経費の推移

高等学校

単位 千円

費用別内訳	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (予算)	平均
施設整備※1	2,189,675	1,673,133	2,676,498	4,230,249	4,260,622	2,606,101	2,939,380
解体整備 (学校施設解体、廃校解体)	193,091	407,114	0	153,975	318,267	798,329	311,796
その他の施設整備※2	229,148	137,191	174,390	326,408	290,858	221,766	229,960
維持修繕 (軽微な修繕)	101,848	104,383	114,240	97,982	97,982	117,148	105,597
光熱水費	753,265	748,247	1,105,958	1,075,762	971,968	1,242,388	982,931
委託費 (学校維持管理に伴うもの※3)	521,528	543,502	354,210	385,291	431,198	426,276	443,668
計	3,988,555	3,613,570	4,425,296	6,269,667	6,370,895	5,412,008	5,013,332

※1 新增改築、大規模改修工事、構造体劣化調査、防災 (天井落下・ブロック塀・エレベータ減災化)、空調整備、外壁劣化診断、部位別の維持補修等

※2 石綿撤去、高効率照明改修、地下貯蔵タンク更新、下水道接続

※3 自家用電気工作物保安業務、浄化槽管理業務、エレベータ点検業務、消防設備点検業務、機械警備業務等

特別支援学校

単位 千円

費用別内訳	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (予算)	平均
施設整備※1	1,888,266	1,652,279	1,106,741	3,806,208	3,762,256	2,245,751	2,410,250
解体整備 (学校施設解体、廃校解体)	0	0	0	0	0	0	0
その他の施設整備※2	48,738	225,609	898	87,559	60,736	29,674	75,536
維持修繕 (軽微な修繕)	31,214	25,862	26,207	26,757	27,402	27,402	27,474
光熱水費	104,554	128,070	212,996	216,265	199,182	254,206	185,879
委託費 (学校維持管理に伴うもの※3)	360,264	359,986	368,472	420,411	366,780	428,819	384,122
計	2,433,036	2,391,806	1,715,314	4,557,200	4,416,356	2,985,852	3,083,261

※1 新增改築、大規模改修工事、構造体劣化調査、防災 (天井落下・ブロック塀・エレベータ減災化)、空調整備、外壁劣化診断、部位別の維持補修等

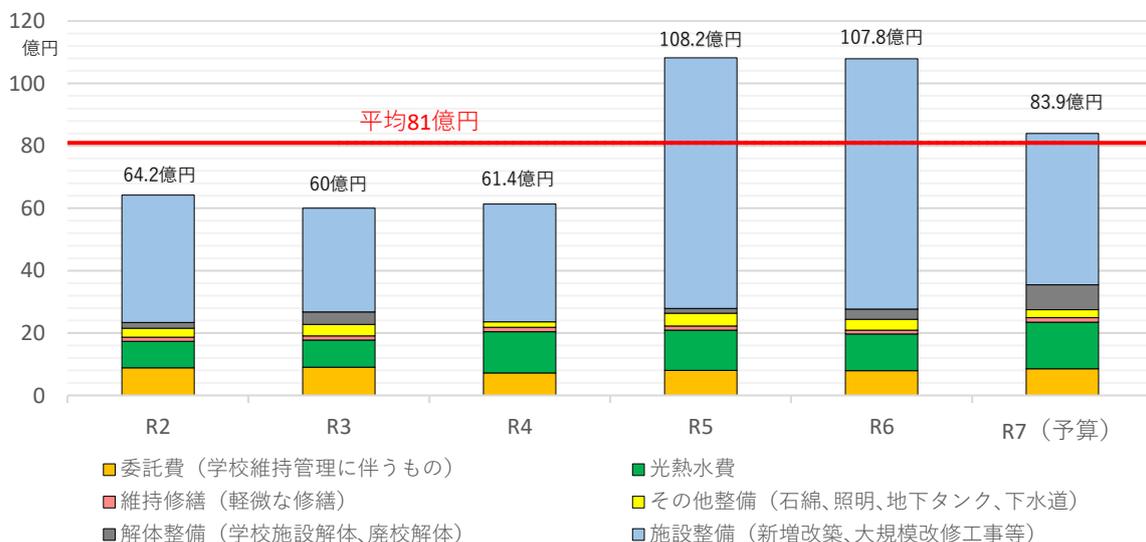
※2 石綿撤去、高効率照明改修、地下貯蔵タンク更新、下水道接続

※3 自家用電気工作物保安業務、浄化槽管理業務、エレベータ点検業務、消防設備点検業務、機械警備業務等

高等学校と特別支援学校を合わせた6年間の施設関係経費

単位 千円

費用別内訳	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (予算)	平均
施設整備 (新增改築、大規模改修工事等)	4,077,941	3,325,412	3,783,239	8,036,457	8,022,878	4,851,852	5,349,630
解体整備 (学校施設解体、廃校解体)	193,091	407,114	0	153,975	318,267	798,329	311,796
その他整備 (石綿、照明、地下タンク、下水道)	277,886	362,800	175,288	413,967	351,594	251,440	305,496
維持修繕 (軽微な修繕)	133,062	130,245	140,447	124,739	125,384	144,550	133,071
光熱水費	857,819	876,317	1,318,954	1,292,027	1,171,150	1,496,594	1,168,810
委託費 (学校維持管理に伴うもの)	881,792	903,488	722,682	805,702	797,978	855,095	827,790
計	6,421,591	6,005,376	6,140,610	10,826,867	10,787,251	8,397,860	8,096,593



4 学校施設の実態 今後の維持・更新コスト〔従来型〕

従来型の維持更新

令和元年度時点のこれまでの整備方針は、劣化した屋上や外壁などの部分的な修繕である部位別修繕（以下「事後保全」という。）を繰り返しながら、築後30年程度を目安に大規模改修工事を行い、再び事後保全を繰り返し、築後50年を目安に改築する計画で進めてきました。

なお、改築時期については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成23年3月財団法人自治総合センター）」において、公共施設等の建築物の耐用年数を60年で仮定していることを踏まえ、向こう10年間の間で築後50年以上経過した施設を改築することとしています。

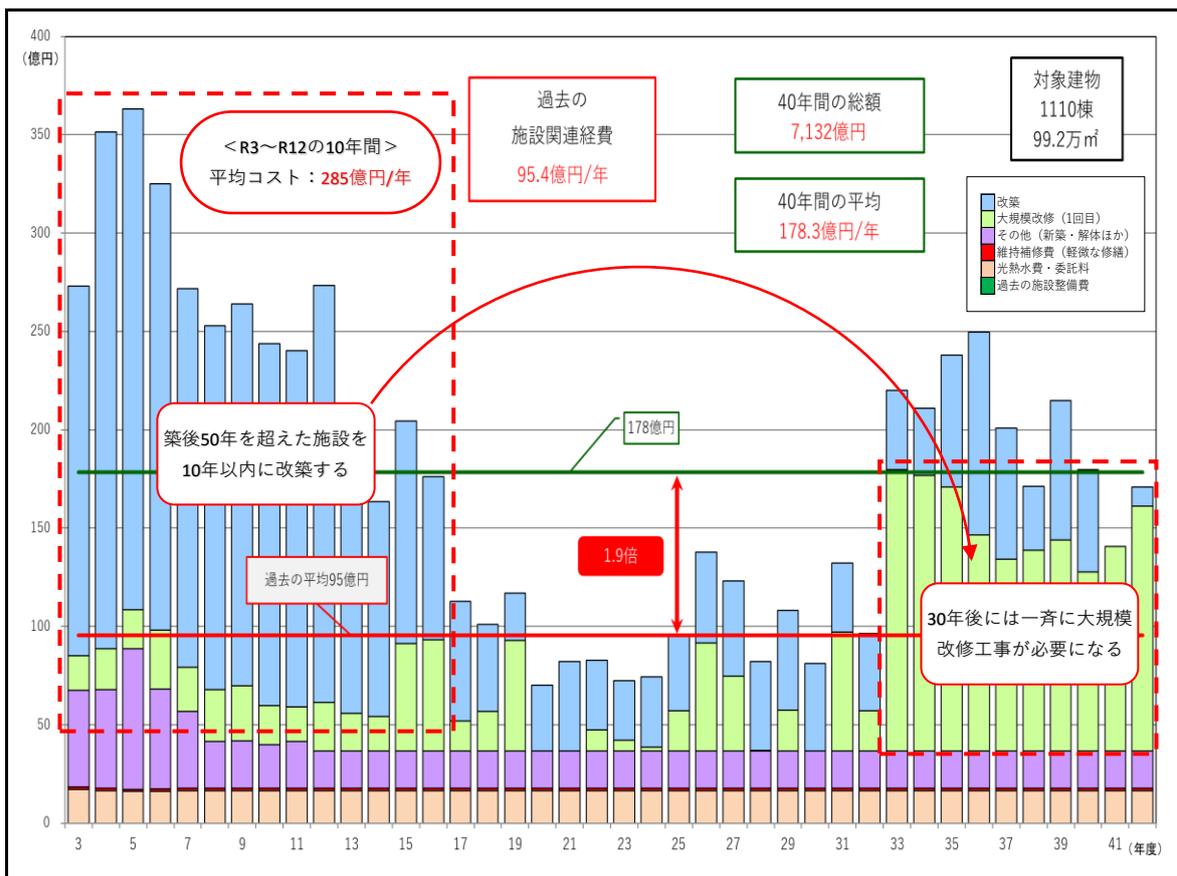
この方法に沿ったコストシミュレーションを以下のとおり試算しました。

従来型の維持・更新手法で試算した40年間の維持・更新コスト

<試算条件>（コストシミュレーションは次の条件で試算）

改 築	改築時期	築後50年で改築（古い施設の改築を令和3年度から10年以内に実施）
	改築単価	408,500円/㎡（直近の校舎と体育館の新築単価の平均額）
	工事期間	2カ年の改築
大規模改修工事	改修時期	30年周期で改修
	改修単価	220,000円/㎡（直近の大規模改修工事の単価）
	工事期間	単年度（1年間）の改修

※単価は直近の実績単価を参考に算出



コストシミュレーションは文部科学省で提供している試算ソフトを活用したものの

試算結果

築後50年で改築した場合の総コストは7,132億円、年平均178億円以上の事業規模になり、向こう10年間は改築が集中するため、年285億円以上（最大約360億円）のコストが見込まれ、整備規模が増大する見通しとなります。また、集中的な改築に伴い、30年後の大規模改修工事と50年後の改築のピークが維持されることから、築後50年経過した施設を10年間で改築する方法は、財政的に現実的ではないことが明らかとなりました。

4 学校施設の実態 本県の学校施設の整備状況

改築の状況

これまでの改築実績	令和2年度から令和6年度までに改築した施設は次のとおりです。 ① 図書館・家庭科総合実習棟・駐車場を解体し、中学校校舎を建設 ② 渡り廊下・和室・自転車置き場を解体し、支援学校高校校舎を建設	
	実績棟数	上記①の改築数：1棟（設計から竣工までに要した期間：平均4年間） 上記②の改築数：1棟（設計から竣工までに要した期間：平均5年間）

今後の対応	<p>483棟の施設が築50年以上を経過し、かつ、215棟の施設が今後10年以内に築50年を迎えることとなり、これらの施設の改築を集中的に進めて行く時期を迎えています。</p> <p>なお、本県教育委員会で実施する改築は、1施設当たり3～5年の期間を必要とし、これまでの実績を鑑みると、1年間当たりに実施できる改築棟数は約2～3棟に限られます。</p> <p>そのため、483棟の施設を集中的に改築する方法は物理的に困難であり、かつ、大規模改修工事と異なりコストが膨れ上がるため、財政的にも対応できない整備規模となります。</p> <p>以上のことから、一度に多くの改築を進めて行くことは現実的なものではなく、改築時期を分散させる必要があります。なお、分散にあたっては、できる限り多くの施設を長寿命化させながら、改築時期の調整を図る必要があります。</p>
-------	--

大規模改修工事の状況

これまでの改修実績	平成28年度から令和元年度までの大規模改修工事は、全ての施設の耐震補強工事を完了したことにより、年平均14棟程度の低い水準の改修棟数となっています。	
	また令和2年度以降の大規模改修工事は、高等学校の再編や特別支援学校の新築など優先すべき事業により、年平均8棟程度の低い水準の改修棟数となっています。	
実績棟数	予算書ベースによる設計・工事の棟数 H28:4棟、H29:28棟、H30:6棟、R元:17棟 ⇔ 4年間の平均14棟 R2:6棟、R3:9棟、R4:7棟、R5:11棟、R6:9棟 ⇔ 5年間の平均8棟	

今後の対応	<p>上記の改築の状況で延べたように、改築時期を分散させるには、483棟の施設をできる限り長寿命化させる必要があります。老朽化対策のための大規模改修工事を進めていく必要があります。なお、本県教育委員会で実施している大規模改修工事は、設計から竣工までに2～3年の期間を要するため、今年度の改修棟数（約10棟）のペースで400棟以上の改修を進めると、約40～60年間の年数が必要となり、改修できずに老朽化を迎える施設が増え続けていくこととなります。</p> <p>そのため、老朽化せずに大規模改修工事を進めていくには、年間の改修棟数を増やす必要があります。</p>
-------	--

その他の整備状況

<p>事後保全については、必要に応じて対応をしているところですが、すべての修繕に至っておらず、計画的に続けていく必要があります。</p> <p>また、空調設備、トイレの完全洋式化・乾式化といった新しい生活様式やバリアフリー化などの誰もが安心して学べる教育環境の整備にも取り組んでいく必要があります。</p>

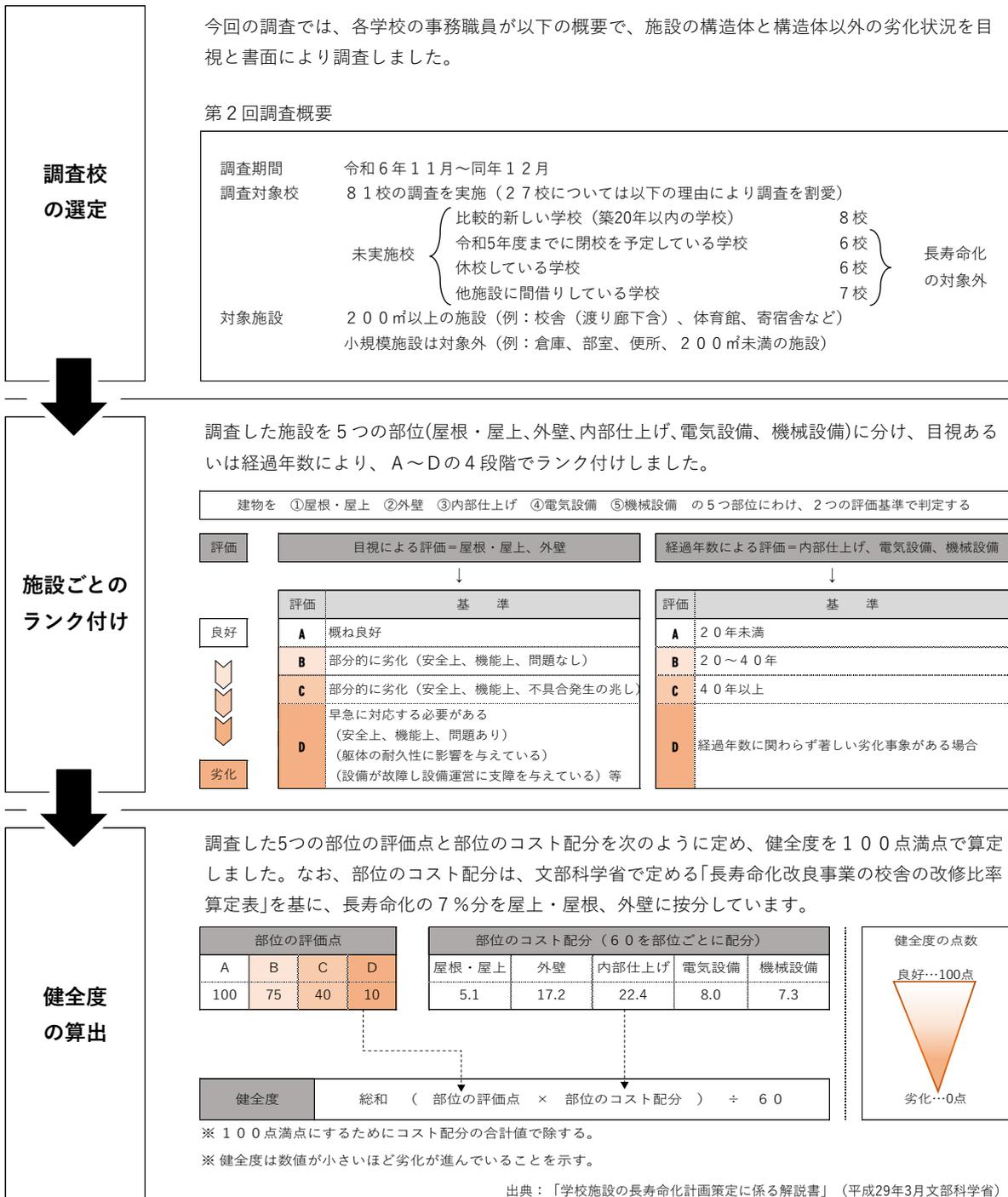
5 学校施設の老朽化の状況 長寿命化に向けた部位別劣化度調査

長寿命化に向けた部位別劣化度調査

従来型のコストシミュレーションで明らかになったように、築50年で改築する方法は現実的ではないため、できる限り多くの施設の長寿命化を図る必要があります。長寿命化の検討にあたっては、大規模改修工事により長寿命化を図る施設と改築する施設を見極める必要がありますので、先に実施した県教育委員会の職員による「部位別劣化度調査」の結果を基に判断することとします。

なお、長寿命化の判断の基礎となる構造体の調査（構造体劣化調査又は耐力度調査）については、専門業者に委託する必要がありますが、東日本大震災後に耐震補強工事を集中的に実施し、補強工事を全て完了していることを踏まえ、今回は専門業者による調査を割愛し、部位別劣化度調査と併せて現地の目視確認と一部書面により調査を実施しました。

部位別劣化調査のスキーム



5 学校施設の老朽化の状況 部位別劣化度調査の結果

部位別劣化度調査の結果

調査項目	調査結果	結論
構造体 (躯体)	耐震改修した施設は、コンクリート圧縮強度の低強度を考慮した耐震補強を施しているものと判断しました。	基本的に全ての対象施設を長寿命化できると判断しました。
構造体以外	躯体に影響を及ぼすまでの劣化はなく、劣化していた部位は事後保全で復元できるものと判断しました。	

構造体と構造体以外の劣化評価

構造体（建物を支える骨組み部分）の評価

耐震性について

現時点における対象施設の耐震性は、全ての旧耐震基準の施設の躯体補強を完了しており、耐震基準を満たしているものと判断します。

コンクリート圧縮強度について

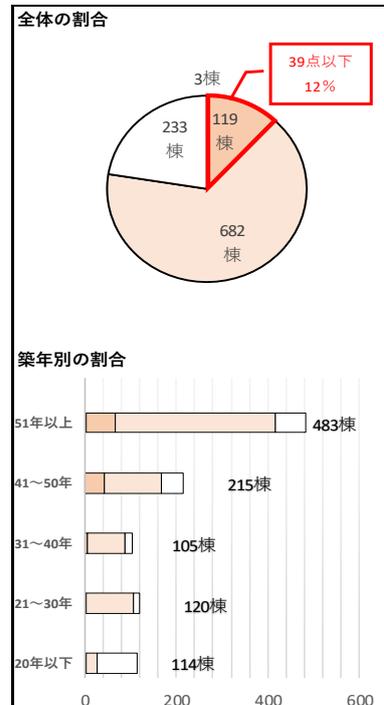
コンクリートの圧縮強度が低強度の施設が一部ありました。これらの施設については、必要に応じて構造体劣化調査又は耐力度調査を前倒して実施し、コンクリートの耐久性が見込める場合は構造体（躯体）の補強工事を行い、耐久性が見込めない場合は長寿命化せずに改築する必要があると判断します。

構造体以外（屋根、外壁、内部仕上げなど）の評価

→ 部位別の結果は次頁に示すとおりです。

部位別劣化度調査の結果、半数以上の施設に部分的な劣化が見つかりました。その中でも特に劣化が建物全体に及んでいた施設（健全度が39点以下の施設）が1割以上（12%）に上る結果となり、長寿命化を進めるためには大規模改修工事や事後保全などの老朽化対策を早期に着手する必要があります。

学校別	築年数	健全度				計
		劣 0～10点	11～39点	40～75点	良 76～100点	
高等学校	51年以上	2棟	58棟	312棟	57棟	429棟
	41～50年	1棟	29棟	109棟	38棟	177棟
	31～40年	0棟	1棟	71棟	14棟	86棟
	21～30年	0棟	4棟	72棟	10棟	86棟
	20年以下	0棟	1棟	6棟	65棟	72棟
特別支援学校	51年以上	0棟	8棟	38棟	8棟	54棟
	41～50年	0棟	12棟	16棟	10棟	38棟
	31～40年	0棟	5棟	10棟	4棟	19棟
	21～30年	0棟	0棟	30棟	4棟	34棟
	20年以下	0棟	1棟	18棟	23棟	42棟
計		3棟	119棟	682棟	233棟	1,037棟



築20年以内で改修履歴の少ない学校は、初回の現地調査を割愛し、以下の評価方法で判定した。

- ・築10年以内の学校施設：健全度評価をA評価（100点）として算定する。
- ・築10年を超え20年以内の学校施設：健全度評価をB評価（75点）として算定する。

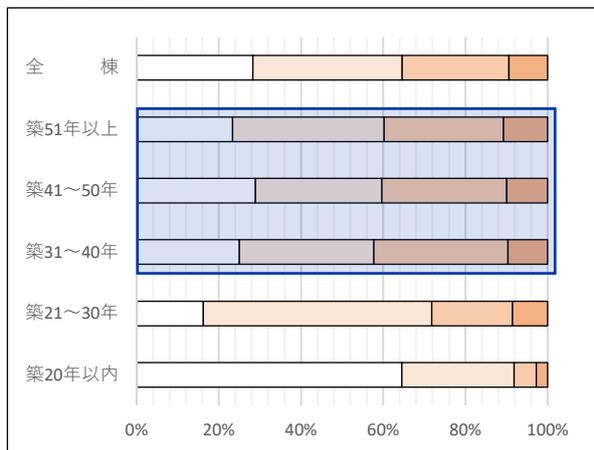
5 学校施設の老朽化の状況 部位別ごとの劣化状況

部 位 別 の 結 果

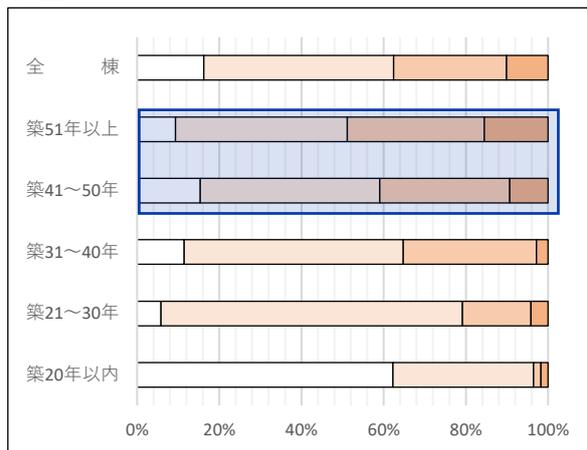
半数以上の施設にBランク以下の部分的な劣化事象が見つかりました。その中でもとりわけ劣化しやすい部位である「屋根・屋上」・「外壁」・「内部仕上げ」については、約4割以上の施設がC又はDランクの判定結果であり、喫緊の事後保全が必要な状態でした。

C又はD判定が4割以上

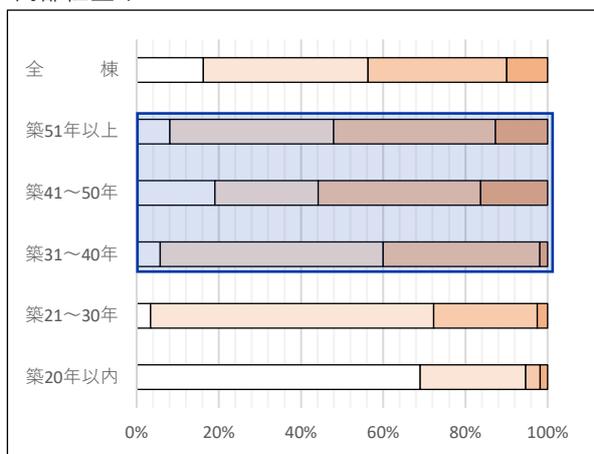
屋根・屋上



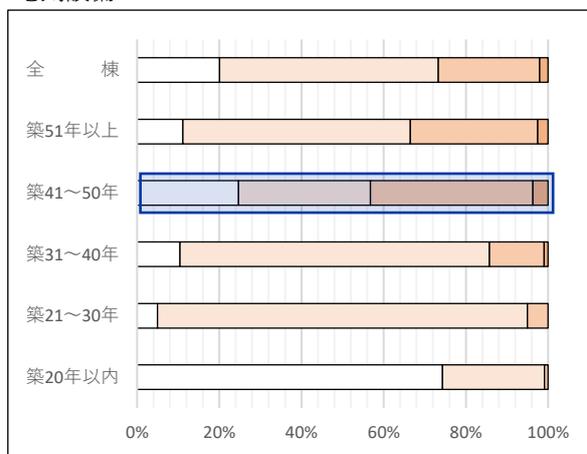
外壁



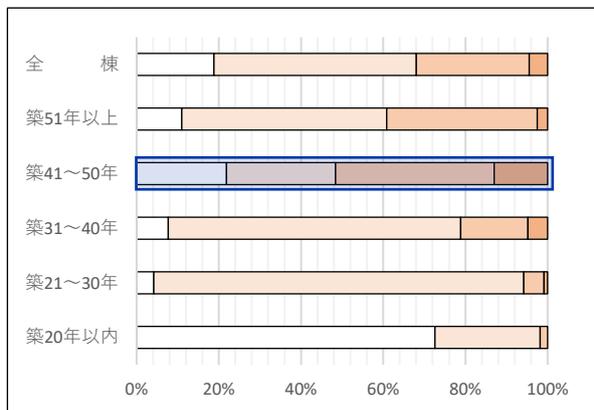
内部仕上げ



電気設備



機械設備



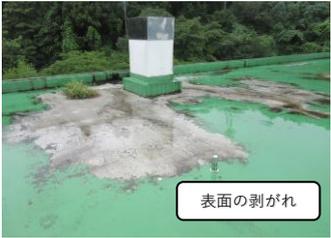
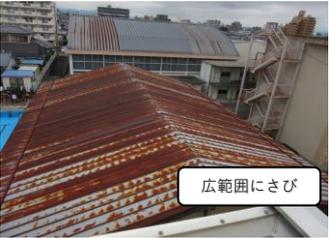
判定識別

屋根・屋上 外壁 内部仕上げ	区分	劣化評価
	A	概ね良好
	B	部分的に劣化（安全・機能に問題なし）
	C D	部分的に劣化（安全上・機能に不具合の兆候あり） 早急に改修する必要あり

電気設備 機械設備	区分	劣化評価
	A	20年未満
	B	20～40年
	C D	40年以上 経過年数に関係なく劣化の事象あり

5 学校施設の老朽化の状況 部位別ごとの劣化状況

第1回目の調査で明らかとなった躯体以外の部位の主な劣化事象

屋根・屋上				
	表面の剥がれ	広範囲にさび	めくれ、排水不良	
	外壁			
塗装の剥がれ 軒下の欠落		広範囲に剥離	欠落	
内部仕上げ		床		
	浮き		剥がれ	き裂
	内壁			
		広範囲にはく離	剥がれ	歪み
		天井		
	たわみと漏水痕		広範囲に漏水痕	広範囲にシミ・脱落
開口部				
	ゆがみ	老朽化した木製ドア (多数の擦り傷)	老朽化した木製ドア (建て付けの不具合)	
	その他			
配管のさび		トイレの老朽化 (故障・建具劣化・悪臭)	雨樋と犬走りの損傷	

6 学校施設整備の基本的な方針等 学校施設の長寿命化計画の基本方針

先の部位別劣化度調査の結果で述べたように、構造体以外の部位には何らかの劣化事象が見受けられましたが事後保全で復元できるものであり、かつ、構造体は躯体補強を全て完了していたことから、喫緊に改築する必要はないと判断しました。このため、全ての対象施設を原則長寿命化する方向で計画します。

なお、計画推進にあたっては、効率的かつ効果的な施設整備に取り組む必要がありますので、本計画の上位計画である「福島県公共施設等総合管理計画」の方針に沿って計画を進めることにしますが、具体の活動方針を明らかにする必要がありますため、本計画の基本方針等を設定することにします。

福島県公共施設等総合管理計画より抜粋

基本的な方針	<ol style="list-style-type: none"> 対象施設 本県が所有又は管理する全ての公共施設等 計画期間 令和8年度まで 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 県有財産最適活用推進委員会（構成員：各部局主管課長等）において、情報共有を図る。 現状や課題に関する基本認識 維持管理・修繕等の計画的な実施、社会情勢の変化への対応、財政負担の軽減・平準化が必要であること。 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 性能の向上、長寿命化、維持管理経費の縮減、施設総量の適正化を図り、公共施設等のサービスの向上を目指す。
施設類型別方針（県立学校施設）	<ol style="list-style-type: none"> 保有量 高等学校 89 校、中学校 1校、特別支援学校 14 校、その他管理財産（廃校施設）3 校 現状や課題に関する基本認識 昭和40年代から50年代にかけての生徒急増期に一斉整備された学校施設が多く、築年数が30年以上の施設が全体の約7割を占め、老朽化が進む中、改築及び改修需要の抑制を図る必要がある。 点検・診断等の実施方針 建築基準法に基づく定期点検を実施する他、平成28年度以降は築45年を経過した建築物を対象とした構造体劣化調査を順次実施する。 維持管理・修繕・更新等の実施方針 構造体劣化調査により算出した物理的耐用年数を今後期待できる建物の使用期限とし、整備の優先順位付けを行うほか、老朽度に応じた整備方法を選択することで将来の施設マネジメントの対応を検討する。 安全管理の実施方針 学校保健安全法第27条の規定に基づく学校安全計画を策定し、施設及び設備の安全点検等を実施中。点検等により危険箇所が判明した場合は応急的対策を講じる。 耐震化の実施方針 (1) 県有建築物保全推進連絡会議の調整の下、県有建築物の耐震改修計画（実施計画）に基づき耐震化を進める。 (2) 大規模改修事業を計画する施設については、耐震改修工事と併せて実施して耐震化を進める。 (3) 災害復旧事業における改築・補強復旧により耐震化を進める。 長寿命化の実施方針 大規模改修事業などの予防保全を中長期的な計画に基づき、効果的・効率的に実施することにより、学校施設の長寿命化を図る。 統合や廃止の推進方針 「県立高等学校改革計画」並びに「県立特別支援学校整備指針」に基づき、統合・廃止についての方針を決定する。 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 教育庁における施設整備計画を①目標設定 ②実態把握 ③方針設定 ④計画策定・運用の4項目で計画。②実態把握の柱となる構造体劣化調査について、平成28～30年度以降3カ年毎に対象棟を選定し、③方針決定の資料とする。

学校施設の長寿命化計画の基本方針

方針内容		具体的の方針等を示す場所
長寿命化の推進	自主点検や構造体劣化調査等の結果を踏まえ、長寿命化あるいは改築の判断を見極め、耐震性・耐久性に問題ない施設については、可能な限り長寿命化を図り、改築時期の分散とLCCの圧縮に努める。	第6章 18～20頁 第7章 23～25頁 第8章 32頁
保有量の最適化	少子化や学習ニーズの多様化など学校教育に関する社会情勢の変化に応じた保有量に適宜見直す必要があり、必要に応じて施設の増築あるいは減築を図りながら、バランスのとれた施設の規模管理に努める。	第6章 21～22頁 第8章 29、31～32頁
適正な維持管理（予防保全導入）	構造体及び非構造体の耐用年数（更新時期）や各種点検記録等を総合的に管理し、劣化前の部位別修繕である予防保全を導入した中長期的な維持管理計画を策定し、施設の劣化防止に努める。	第6章 18～19頁 第7章 23～25頁 第8章 29、32頁

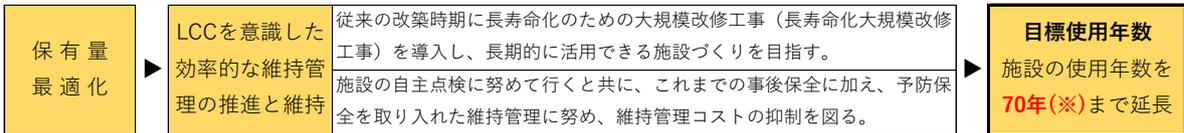
6 学校施設整備の基本的な方針等 長寿命化の基本方針 ①

長寿命化の前提

施設に「目標使用年数」を定め、自主点検を前提とした予防保全及び大規模改修工事並びに改築の時期を明確にし、LCCの縮減を考慮した施設の長寿命化を図ることとします。

なお、改築時期の分散化と長寿命化を図るうえでは、施設保有量の最適化と予防保全による維持管理コストの抑制を図っていく必要があります。

長寿命化の基本方針

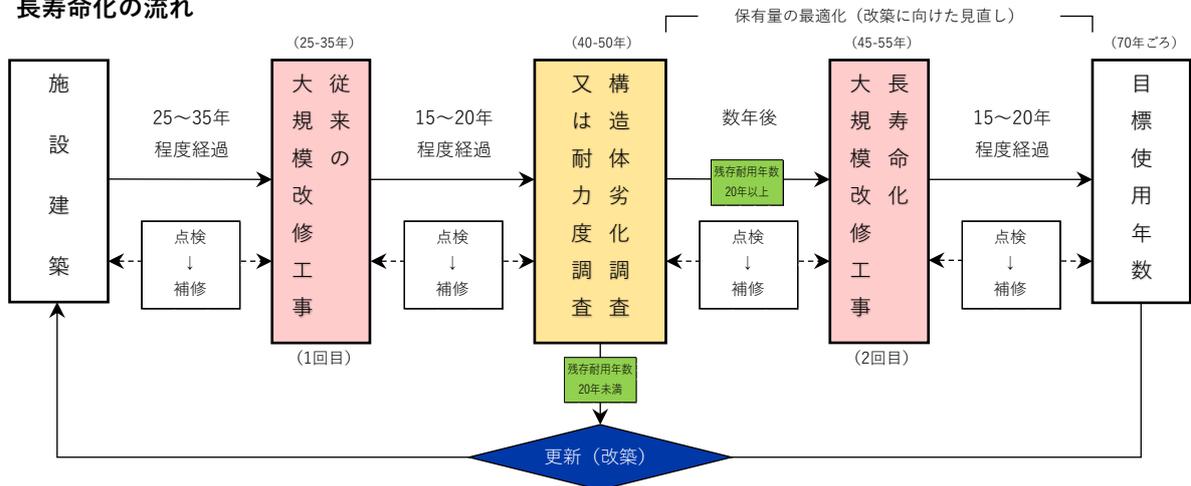


長寿命化の例外	①	災害等により施設が著しく損傷し、改修よりも改築が妥当であると判断する場合
	②	学校再編等に伴う教育環境の見直しにより、既存施設を改築又は解体する場合
	③	財政コストの平準化を図る一環で、築年数の古い建物を前倒して改築する場合

※目標使用年数を70年とする根拠（出典：福島県県有建物長寿命化指針（平成26年6月制定））

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の施設の耐久性を65年（建築工事標準仕様書（JASS5鉄筋コンクリート工事・日本建築学会））とされているが、コンクリートの寿命は一般的なかぶり厚さ3cmの場合で76年（青森県長寿命化指針）と言われていることから、その中間値である70年を目標使用年数とする。

長寿命化の流れ

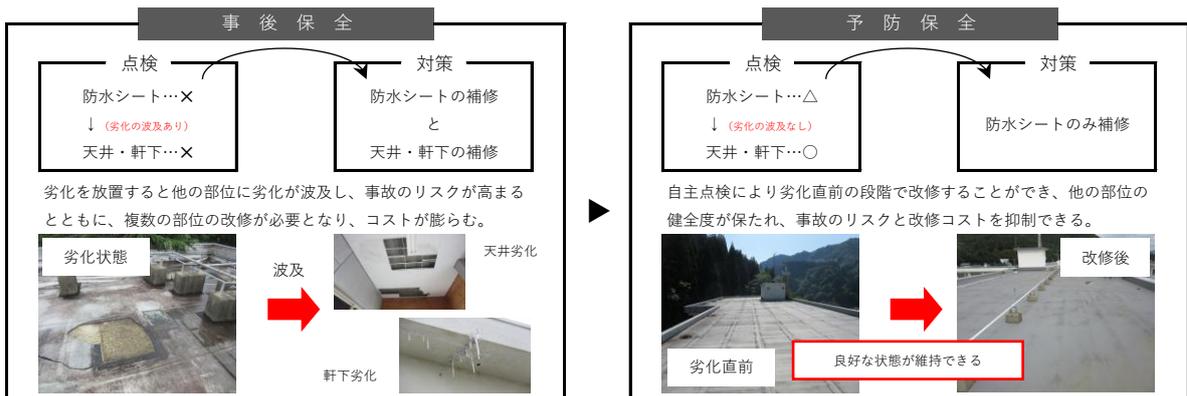


築70年を目標とする施設の長寿命化を図るため、計2回の大規模改修工事を行う計画にします。なお、長寿命化大規模改修工事は、築40~50年経過した時点で、構造体劣化調査又は耐力度調査により構造体（躯体）の劣化度や耐久性を調べ、長寿命化大規模改修工事を行うべきか否かの妥当性を確認した上で、実施の是非を判断します。

また、改築にあたっては、少子化といった社会情勢の変化に対応した学校づくりにしていく必要があることから、築50年経過した時点で、現有施設の保有量を見直し、最適化を図ったうえで改築する規模を決定することとします。

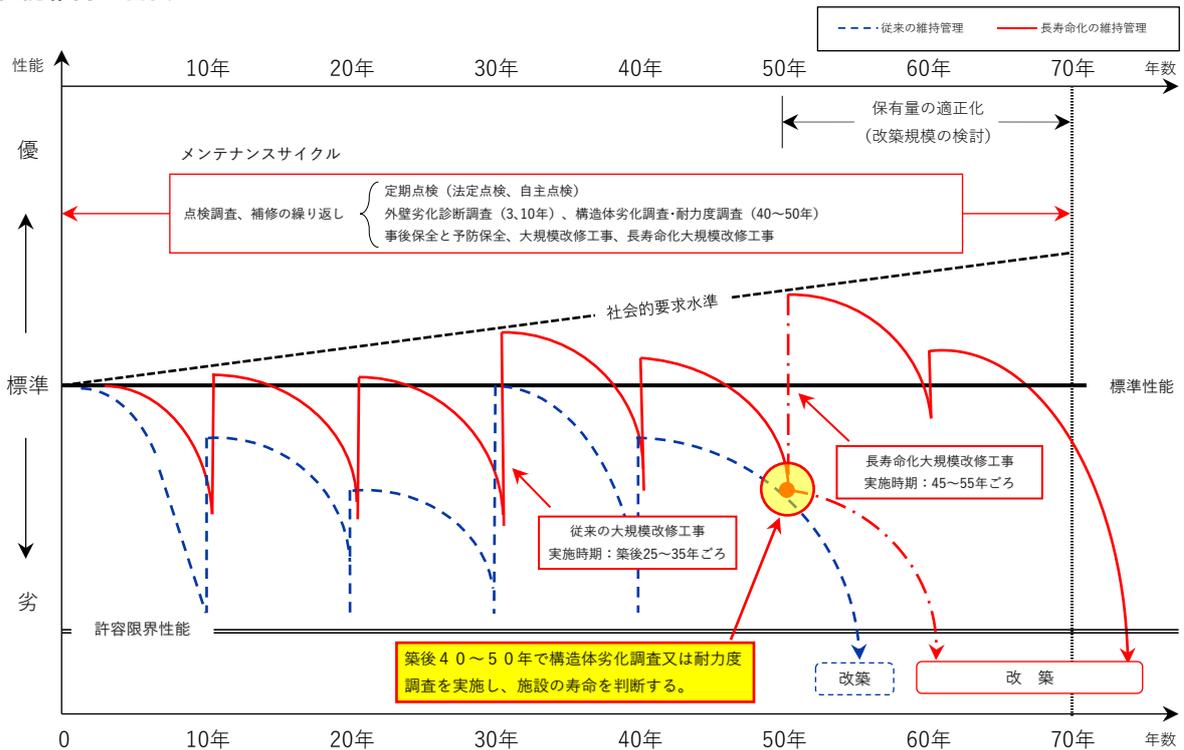
予防保全による維持管理

これまでの施設整備は、施設拡充を推進してきたことから、事後保全の手法を繰り返してきました。今後は、突発的な事故を防げ、維持管理コストを抑制できる「予防保全」の手法を導入することとします。なお、施設の良好状態を長く維持していくには、雨風などの気候の影響を受けやすく、構造体（躯体）や他の部位への劣化が波及し易いとされる「屋上・屋根」や「外壁」に対して重点的に予防措置を講じていくこととします。



6 学校施設整備の基本的な方針等 長寿命化の基本方針②

性能維持の目安



- ・ 決められた時期の点検及び調査並びに部位別補修を繰り返す行う。
 - 性能維持条件
 - ・ 築後25～35年を目安に従来の大規模改修工事を行う。
 - ・ 築後45～55年を目安に長寿命化大規模改修工事を行う。
- } 築年数と健全度を中心に実施時期を判断

長寿命化で位置づける施設整備事業

<改築工事>

- 実施内容 構造体の耐久性が見込めない施設及び築後70年経過した施設を新たに建て替える工事
- 実施時期 築後50年以降（構造体劣化調査又は耐力度調査により改築時期を判断）

<大規模改修工事>

- 実施内容 劣化した施設の機能復元を図るため、屋根、外壁、内装、設備を全面的に改修する工事
- 実施時期 築後25～35年頃（施設の劣化が顕在化し、各種設備の更新が必要な時期）

<長寿命化大規模改修工事>

- 実施内容 上記大規模改修工事の内容に加え、必要に応じて構造体（躯体）の補強を行う工事
- 実施時期 築後45～55年頃（従来の改築時期）

<部位別修繕工事>

- 実施内容 屋根・屋上などの個別の修繕工事（事後保全と予防保全）
- 実施時期 第7章「基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準（改修等の整備水準）」27頁参照

<トイレ修繕工事>

- 実施内容 劣化したトイレ全般の修繕、社会的ニーズに応じた仕様（洋式化など）に見直す工事
- 実施時期 築後あるいは全面改修後から25年経過した頃

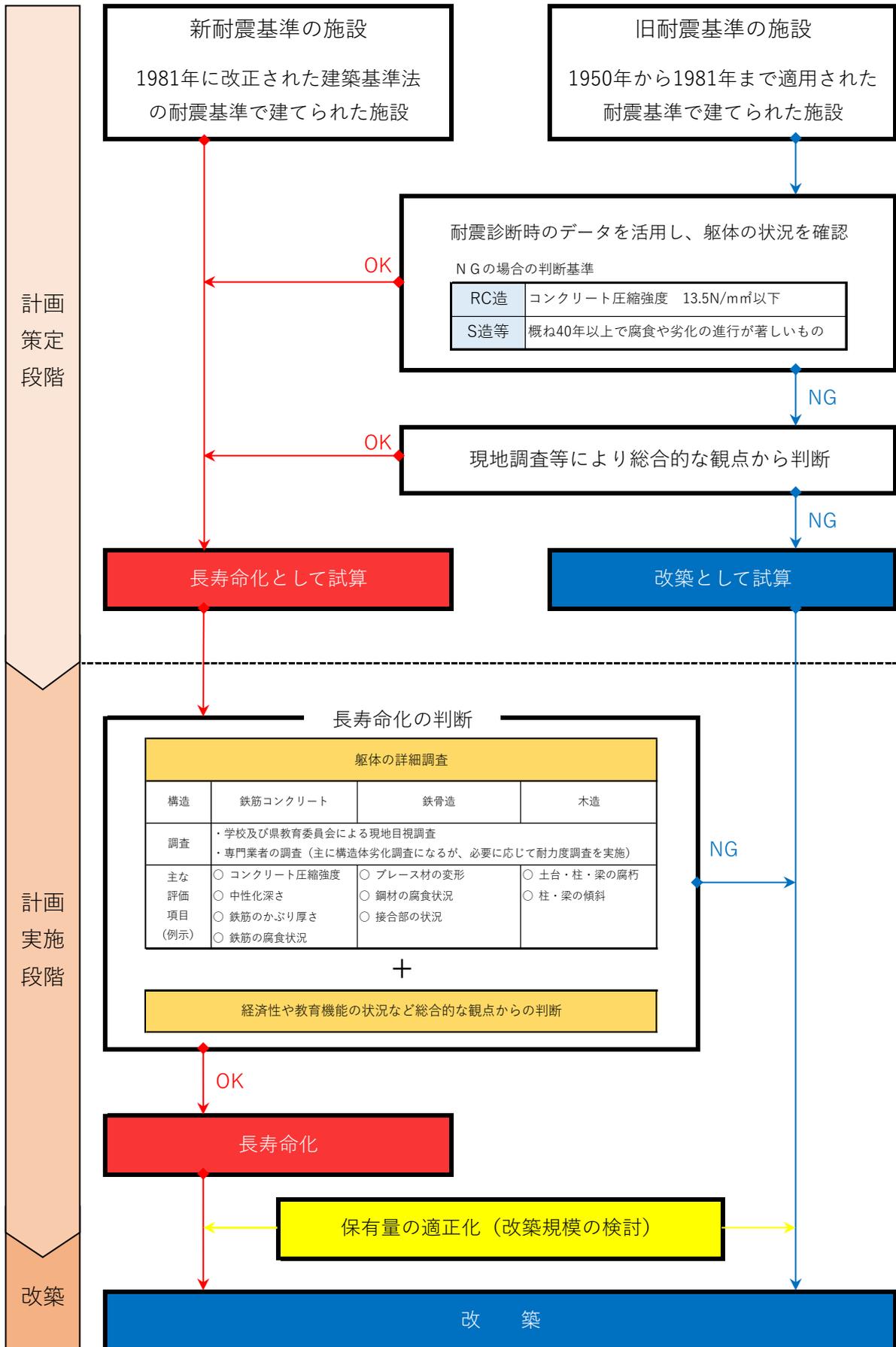
<構造体劣化調査又は耐力度調査>

- 実施内容 施設の寿命を把握するため、構造体（躯体）の劣化度や耐久性などを調査
なお、施設が維持できない可能性があるときは耐力度調査により詳しく調査
- 実施時期 築後40～50年頃

<外壁劣化診断調査>

- 実施内容 建築基準法で定められた施設の外壁（タイル・モルタル等）の劣化状況を調査
- 実施時期 3年ごとに行う自己点検、10年経過3年以内に行う専門業者に委託する調査

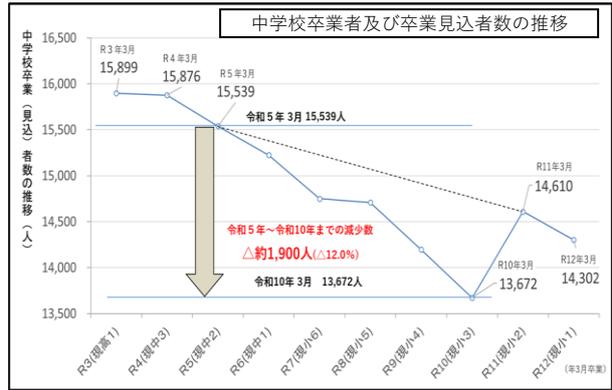
長寿命化と改築の判定フロー



6 学校施設整備の基本的な方針等 学校の配置方針（高等学校）

高等学校の配置計画等の方針

本県の高等学校は、少子化などの社会情勢の変化や東日本大震災の影響により、生徒数は減少傾向にあるため、学校の再編整備が必要になっていきます。再編整備にあたっては、生徒の資質や能力を伸ばさせることができる魅力ある学校づくりを進めていくため、より良い教育環境に整備していく必要があることから、「県立高等学校改革基本計画（2019～2028年度）」（以下「再編整備計画」という。）の基本方針と対応策に沿った教育環境の整備を図っていくこととします。



出典：県立高等学校改革後期実施計画（2024年度～2028年度）

再編整備に向けた対応策（「県立高等学校改革基本計画（2019年度～2028年度）」56～61頁より一部抜粋）

学ぶ意欲を引き出す望ましい学校規模

①	一定の集団規模の確保ときめ細かな指導の充実を図るため、1学年4～6学級を望ましい学校規模とする。
②	3学級以下の学校は、魅力化を図りながら統合を推進する。
③	都市部においても統合を推進する。

進路希望に応じた特色ある高等学校の配置

①	生徒の進路希望に応じた特色ある高等学校を、各地区の実状に応じて配置する。 進路指導重点校、職業教育重点校、多様な学習ニーズに対応した高校（総合学科、複数学科など）
②	中高一貫教育校、定時制高校、通信制高校などを生徒の学習ニーズに応じた高校を全県的な視野から配置する。
③	多様な科目選択ときめ細かな指導が可能となる全日制単体制高校の配置を検討する。

社会の変化に対応した学科の適切な配置

①	「普通科、普通系専門学科及び総合学科」と「職業系専門学科」の比率を、県全体として2:1とする。
②	生徒の多様な学びや社会のニーズに対応できるよう、普通科、普通系専門学科及び総合学科について、地区ごとに適切な配置を検討する。
③	生徒の興味・関心や志願動向、各地区の実状を考慮して学科を配置するとともに、教育内容の魅力化を図り、学科の改編も検討する。

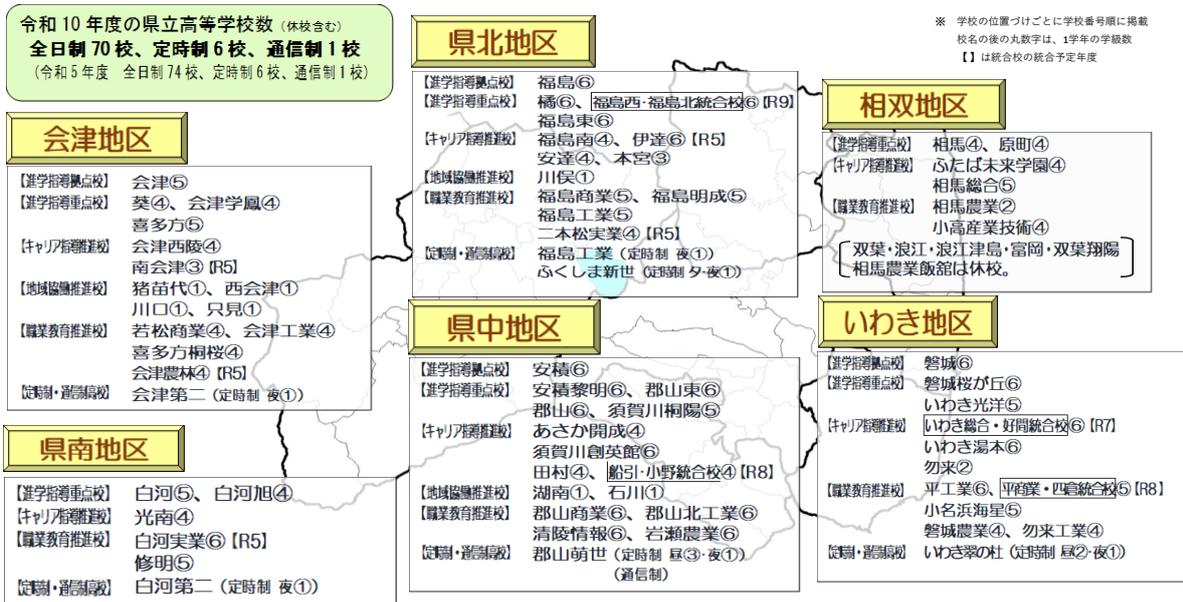
望ましい学校規模への再編整備の推進

①	同一市町内にある複数の学校のいずれかが1学年4～6学級の学校規模を維持できない場合に、望ましい学校規模になるように統合を推進する。
②	隣接する市町にある複数の学校のいずれかが1学年4～6学級の学校規模を維持できない場合にも、望ましい学校規模になるように統合を推進する。
③	都市部に過度に集中する場合、再編整備を進める。
④	学校の統合に際しては、望ましい学校規模で可能となる教育内容を十分に検討し、学校の魅力化を図る。
⑤	統合により生じる生徒の負担軽減の措置を講じる。

通・中山間地域の学習機会の確保

①	近隣の学校への通学が極端に困難になるなど特別な事情がある場合、学習機会の確保のために1学年1学級規模の本校化などを例外的に実施する。
②	地域の支援や協力のもと、地域と連携した教育活動を進める。
③	1学年1学級規模の本校において、入学人数が募集定員の2分の1以下になるなど、教育の質の維持が著しく困難となる場合には、存続について検討する。
④	新たな分校は設置しない。

県立高等学校改革後期実施計画最終年度（令和10年度）における各地区の高等学校の配置

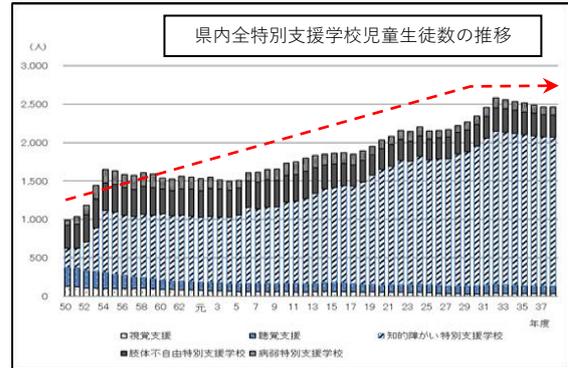


出典：県立高等学校改革後期実施計画（2024年度～2028年度）

6 学校施設整備の基本的な方針等 学校の配置方針（特別支援学校）

特別支援学校の配置計画等の方針

本県の特別支援学校は、障がいのある児童生徒数の増加に伴い、教育環境の改善を図る必要があることから、平成24年度に「福島県県立特別支援学校全体整備計画」を策定し、学校の新設等に取り組んできましたが、未だに施設の狭隘化（きょうあいか）などで十分な教育環境とは言える状況ではありません。今後も生徒数は高い水準で一定期間推移する見通しであることから、老朽化している施設の施設整備や地域のニーズに応じたセンター的機能を発揮する特別支援学校の拡充など、教育環境の更なる充実に向けて取り組む必要があります。



このため、「第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画」（以下「第二次整備計画」という。）に基づき、10年先を見据えた施設の充実に向けた整備を進めていくこととします。

また、特別支援学校においては、全国的にも生徒数の増加と教室不足の傾向になっていることから、国はこれまでになかった設置基準を新たに設定することとしており、今後は、その対応について、求められることが想定されます。

第二次整備計画の概要（出典：第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画【概要版】（平成29年12月15日策定））

現状と課題

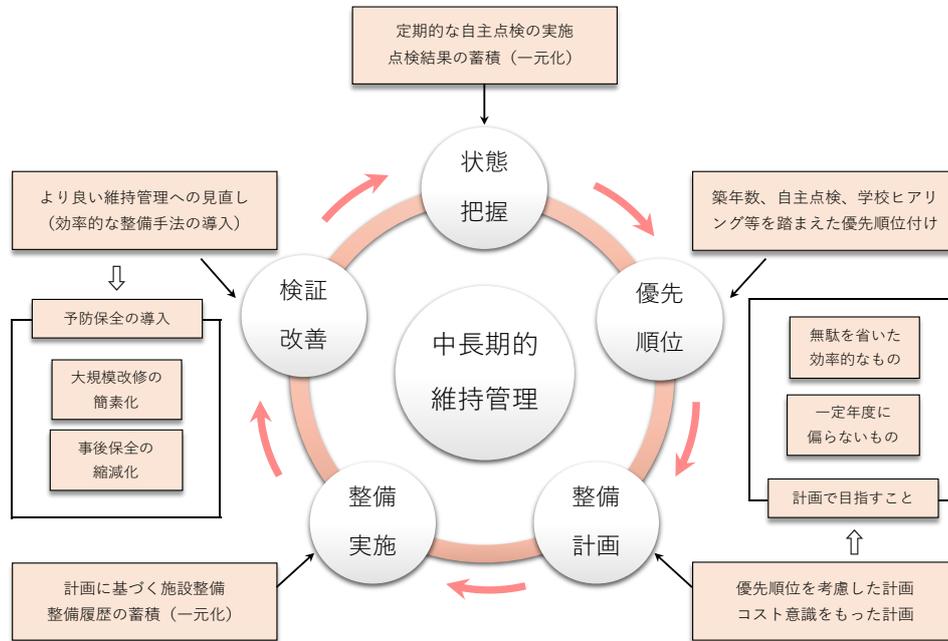
- ① 特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応
- ② 長時間通学の負担軽減
- ③ 特別支援学校の学習環境の改善
- ④ 特別支援学校のセンター的機能の発揮と各生活圏における特別支援教育の充実
- ⑤ 校舎等の老朽化、震災で避難した学校の対応

基本方針と取組事業

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・教育的ニーズに対応した施設設備を整備する。 ・児童生徒等の多様な学習内容・形態による主体的な学習を支える施設設備を整備する。 ・安全・健康等に配慮した施設設備を整備する。 ② 地域の特別支援教育の拠点としてセンター的機能を担う学校づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特別支援教育を担う中核的な施設環境を整備する。 ・学校や地域の実状及びニーズ等に対応した施設環境を整備する。 ・学校開放、緊急時等における地域住民との共同利用・活用できる施設環境を整備する。 ③ 特別支援教育の相談窓口として子育て支援を担う学校づくり <ul style="list-style-type: none"> ・教育や医療、福祉、労働などの関係機関と連携した支援体制を構築する。 ・特別な支援を必要とする子どもに関する相談窓口を整備する。 						
取組事業	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">新たな特別支援学校の整備</td> <td>だて支援学校（R4）、あだち支援学校（R7）、みなみあいづ支援学校（R8）を開校</td> </tr> <tr> <td>老朽化等への対応</td> <td>相馬支援学校の移転新築 聴覚支援学校福島校及び聴覚支援学校寄宿舎の改築</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災により避難した富岡支援学校への対応</td> <td>ふたば支援学校として移転改築</td> </tr> </table>	新たな特別支援学校の整備	だて支援学校（R4）、あだち支援学校（R7）、みなみあいづ支援学校（R8）を開校	老朽化等への対応	相馬支援学校の移転新築 聴覚支援学校福島校及び聴覚支援学校寄宿舎の改築	東日本大震災により避難した富岡支援学校への対応	ふたば支援学校として移転改築
新たな特別支援学校の整備	だて支援学校（R4）、あだち支援学校（R7）、みなみあいづ支援学校（R8）を開校						
老朽化等への対応	相馬支援学校の移転新築 聴覚支援学校福島校及び聴覚支援学校寄宿舎の改築						
東日本大震災により避難した富岡支援学校への対応	ふたば支援学校として移転改築						

予防保全を考慮したメンテナンスサイクルの構築

施設の機能を維持し、中長期的に施設を有効活用していくには、劣化前の段階や軽微な劣化の段階で対処する予防保全が必要となるため、学校と県教育委員会が連携して、定期的に施設の点検を実施し、劣化箇所や危険箇所の早期発見に努め、適切な時期に効果的な維持管理を実施していくためのメンテナンスサイクルの構築に努めていくことが重要になります。



点検等の実施時期

維持管理の一環である点検には、法律によって義務付けられている「法定点検」と施設の異常・劣化を目視等で調査する「自主点検」に分けられ、それぞれ決められた時期の点検を行い、施設の維持管理に努めていきます。

維持管理に必要な点検	法定点検	建築基準法、消防法等の各種法令に基づき、建築物及び設備の適合評価を行う点検
	自主点検	劣化箇所や危険箇所の早期発見のための点検（法令点検を補完するためのもの）

点検・調査名	点検対象	実施者	実施年						周期	
			1年	2年	3年	4年	5年	6年		
法定点検	建築基準法点検 (12条2項)	建築物等	学校 (外壁点検は委託)	●			●			3年 (外壁は10年)
	建築基準法点検 (12条4項関係)	建築設備等	学校 (防火設備は委託)	●	→	→	→	→	→	毎年実施
	学校健康安全法点検 (27条関係)	非構造部材	学校	●	→	→	→	→	→	毎年実施
	その他法令点検 (消防、電気、水道等)	各種設備	専門業者 有資格者	●	→	→	→	→	→	毎年実施
自主点検	日常点検 (点検項目は24頁参照)	施設全体	学校	●	→	→	→	→	→	毎年実施
	部位別劣化度調査 (調査項目は25頁参照)	200㎡以上の施設	学校 県教育委員会	●					●	5年

7 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 維持管理の項目・手法等

日常点検（毎年実施）

日頃から施設の状況を確認し、普段と比べ”いつもと違う状態”を発見するためには、施設に一番身近な施設管理者の「施設管理の意識」と「気づき」が重要になります。

このため、次に示す点検項目を目安に、適宜、劣化具合を調査し、施設の維持管理に努めていくこととします。

日常点検チェックシート					施設名称			
築年数（大規模改修工事後の場合、改修後の年数） 30 年					棟 名称（番号）			
					点検実施日			
					点検者			
点検のポイント	非該当	良好	部分的劣化	全体的劣化	メモ	写真	係数	点数
<建 築>								
1. 建物（外部）								0
1-1 基礎・土台								0
・基礎コンクリートに沈下はないか。							1	0
・土台（木造に限る）に沈下はないか。木材に著しい腐朽・損傷はないか							1	0
1-2 外壁								0
・外壁躯体に異常はないか（構造別にひび割れ、欠損、錆等がないか）。							1	0
・外装仕上げ材（タイル、モルタル、石等（乾式を除く））に剥落等や著しい白華、ひび割れ、浮き、錆、変形等はないか。							1	0
1-3 屋上・屋根								0
・屋上やバルコニーに設置された手摺り・タラップに腐食（著しい錆）はないか。							1	0
・避難上有効なバルコニーの避難ハッチが開閉できるか。							1	0
2. 建物（内部）								0
・難燃材料、準不燃材料を必要とする室内の仕上げの劣化及び損傷はないか。							1	0
・防火設備（防火戸、シャッター、ダンパー等）の本体と枠に変形、損傷はないか。							1	0
・廊下、防火戸、避難ハシゴ、救助袋、避難経路上等を物品でふさいでないか。							0.5	0
・トイレ、湯沸し室等に異臭、水漏れ、排水に異常はないか。							0.5	0
・点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。							0.25	0
<電気設備>								
1. 分電盤・照明設備								0
・照明器具のスイッチの入り切り及び点灯は正常か。							0.25	0
2. コンセント設備								0
・コンセントや延長コードがたこ足配線になっていないか。							0.75	0
<機械設備>								
1. 給排水設備								0
・給水栓より赤水がでていないか。							0.75	0
・トイレ、手洗い、流しからの排水状況は良好か。							0.75	0
2. ガス設備								0
・ガス湯沸器、ガスコンロ及びガス管からガス臭がしていないか。							0.75	0
3. 暖房・空調・換気設備								0
・熱源や放熱器等（内部、外部共）の損傷、腐食（錆）はないか。異常振動、異音はないか。							0.75	0
・ダクト、ダンパー及び支持金物類に損傷、腐食（著しい錆）変形がないか。							0.75	0
<防災設備>								
1. 自動火災報知設備								0
・受信機、発信機等に埃が付着していないか。							0.5	0
・感知器に著しい汚れ、損傷等がないか。							0.5	0
2. 非常照明、誘導灯設備								0
・非常照明器具は点灯するか。							1	0
3. 消火設備								0
・消火器、消火栓の前等に物を置いていないか。							0.5	0
4. 排煙設備								0
・手動排煙設備に異常はないか。							1	0
築35年を×1.00とし、1年増す毎に0.02、1年減る毎に-0.02掛ける （築70年だと、点数×1.7倍、築1年目だと点数×0.32倍となる）					劣化度点数			3.75
					築年数係数考慮点数			3.375

出典：県有建物点検マニュアル（平成28年11月土木部営繕課策定）

7 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 維持管理の項目・手法等

部位別劣化度調査（5年ごとに実施）

安全安心な施設を維持するには、本計画を定期的に見直す必要があります。施設の健全度を最新のものに更新していく必要があります。本調査は、学校と県教育委員会が連携しながら、以下に示す項目に沿って、部位ごとの工事履歴や劣化状況等を調べます。

部位	仕様 (該当する項目にチェック)	工事履歴 (部位の更新)		劣化状況 (複数回答可)	箇所数	特記事項	評価
		年度	工事内容				
1 屋根 屋上	<input type="checkbox"/> アスファルト保護防水			<input type="checkbox"/> 降雨時に雨漏りがある			
	<input type="checkbox"/> アスファルト露出防水			<input type="checkbox"/> 天井等に雨漏り痕がある			
	<input type="checkbox"/> シート防水、塗膜防水			<input type="checkbox"/> 防水層に膨れ・破れ等がある			
	<input type="checkbox"/> 勾配屋根 (長尺金属板、折板)			<input type="checkbox"/> 屋根葺材に錆・損傷がある			
	<input type="checkbox"/> 勾配屋根 (スレート、瓦類)			<input type="checkbox"/> 笠木・立上り等に損傷がある			
	<input type="checkbox"/> その他の屋根 ()			<input type="checkbox"/> 樋やルーフトンを目視点検できない <input type="checkbox"/> 既存点検等で指摘がある			
2 外壁	<input type="checkbox"/> 塗仕上げ			<input type="checkbox"/> 鉄筋が見えているところがある			
	<input type="checkbox"/> タイル張り、石張り			<input type="checkbox"/> 外壁から漏水がある			
	<input type="checkbox"/> 金属系パネル			<input type="checkbox"/> 塗装の剥がれ			
	<input type="checkbox"/> コンクリート系パネル (ALC等)			<input type="checkbox"/> タイルや石が剥がれている			
	<input type="checkbox"/> その他の外壁 ()			<input type="checkbox"/> 大きな亀裂がある			
	<input type="checkbox"/> アルミ製サッシ			<input type="checkbox"/> 窓・ドアの廻りで漏水がある			
	<input type="checkbox"/> 鋼製サッシ			<input type="checkbox"/> 窓・ドアに錆・腐食・変形がある			
	<input type="checkbox"/> 断熱サッシ、省エネガラス			<input type="checkbox"/> 外部手すり等の錆・腐朽			
				<input type="checkbox"/> 既存点検等で指摘がある			

部位	修繕・点検項目	改修・点検年度	特記事項 (改修内容及び点検等による指摘事項)	評価
3 内部仕上 (床・壁・天井 (内部建具) (間仕切等) (照明器具) (エアコン)等)	<input type="checkbox"/> 老朽改修			
	<input type="checkbox"/> エコ改修			
	<input type="checkbox"/> トイレ改修			
	<input type="checkbox"/> 法令適合			
	<input type="checkbox"/> 校内LAN			
	<input type="checkbox"/> 空調設置			
	<input type="checkbox"/> 障害児等対策			
	<input type="checkbox"/> 防犯対策			
	<input type="checkbox"/> 構造体の耐震対策			
	<input type="checkbox"/> 非構造部材の耐震対策			
<input type="checkbox"/> その他、内部改修工事				
4 電気設備	<input type="checkbox"/> 分電盤改修			
	<input type="checkbox"/> 配線等の敷設工事			
	<input type="checkbox"/> 昇降設備保守点検			
	<input type="checkbox"/> その他、電気設備改修工事			
5 機械設備	<input type="checkbox"/> 給水配管改修			
	<input type="checkbox"/> 排水配管改修			
	<input type="checkbox"/> 消防設備の点検			
	<input type="checkbox"/> その他、機械設備改修工事			

特記事項 (改修工事内容や12条点検、消防点検など、各種点検等による指摘事項があれば、該当部位と指摘内容を記載)

健全度
0 / 100点

評価基準

屋根・屋上、外壁		部位	内部仕上げ、電気設備、機械設備	
目視による評価		手法	経過年数による評価	
↓			↓	
基準	評価		評価	基準
概ね良好	A	良好	A	20年未満
部分的に劣化 (安全上、機能上、問題なし)	B	↓	B	20～40年
部分的に劣化 (安全上、機能上、不具合発生の兆し)	C	↓	C	40年以上
早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し設備運営に支障を与えている)等	D	劣化	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

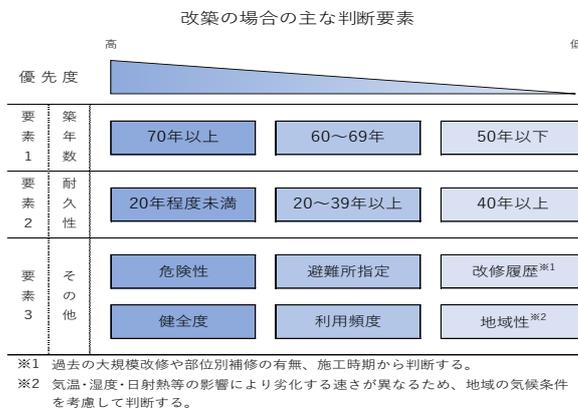
7 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 優先順位の考え方

優先順位の考え方

改築、大規模改修工事（長寿命化大規模改修工事を含む）等の優先順位は、築年数・構造体の耐久性などの個々の施設の状態で、次の2つの要素を含めて総合的に勘案したうえで、優先順位を決定することになります。

平 準 化	整備規模が一定年度に集中しないよう、関係部局と協議しながら、工期の前倒しや後倒しを行い、平準化を図る。
効 率 化	再編整備計画に伴い閉校を予定している学校については、閉校を迎えるまで、原則、長寿命化を行わず、安全性が保たれる維持管理に努める。

改築の優先順位の考え方

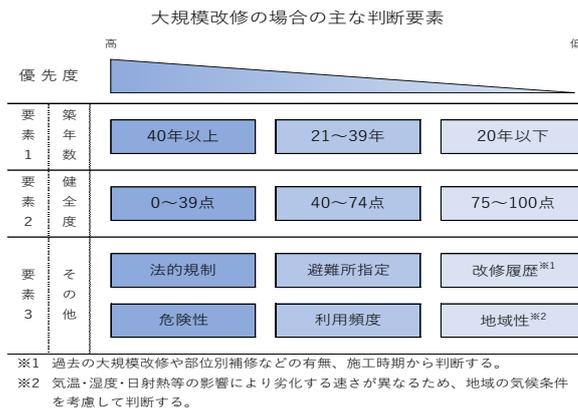


改築の優先順位は、左記の要素を総合的に勘案して決定していくことにします。

ただし、耐久性（※）が20年程度未満で、かつ、危険性のある施設については、他の要素に関係なく、安全性を鑑み、できるだけ最優先した改築で進めていきます。

※ 耐久性とは、構造体劣化調査又は耐力度調査の結果で明らかとなった構造躯体の残存耐用年数をいう。

大規模改修工事の優先順位の考え方

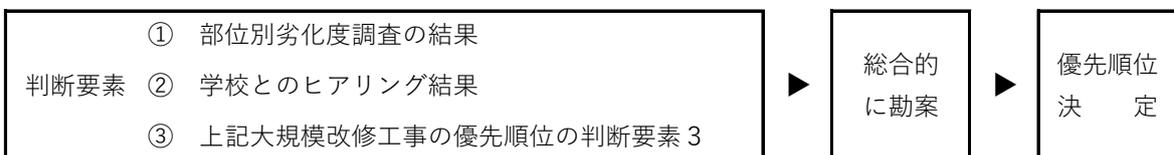


大規模改修工事の優先順位は、左記の要素を総合的に勘案して決定していくことにします。

なお、大規模改修工事はライフサイクル上、2回実施することになりますが、共に築年数が古く、かつ、健全度の低い施設を優先的に改修していくことにします。

部位別修繕の優先順位の考え方

部位別修繕の優先順位は、別に定める選定方針と判断基準に従い、個別の劣化事象に応じて判断しますが、主な判断要素や決定までの流れは以下のとおりです。



7 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 改修等の整備水準

要求性能別の整備水準

必要な機能を維持しながら、長期に渡って施設を使用していくため、段階的な維持管理を行うこととし、現時点での施設状況を踏まえた整備内容等は以下のとおりとします。なお、維持管理に当たっては、単に建築時の状態に戻すだけでなく、構造体（躯体）の補強を行い、施設の耐久性を維持させるとともに、省エネ化や多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な教育環境の提供など、現代の社会的要求に応じるための改修に努めるとともに、避難所としての役割が提供できる災害に強い施設にします。

整備水準	低  高		
要求性能区分	基本的性能に向けた対応	社会的要求に向けた対応	長期的使用に向けた対応
環境改善	建具更新／設備更新 劣化破損部位の補修	エアコン設置 バリアフリー化（エレベーター・多目的トイレなど）	トイレの洋式・乾式化 ICT化 多様化する使用にあった間仕切改修 減築
安全確保	雨漏れ防止 耐震化	外壁材の落下防止	構造体（躯体）の強化 外壁の被覆 耐久性の高い材料の採用
防災対策	避難経路の確保（防火戸の補修等）	非構造部材の減災化 災害トイレ整備	備蓄倉庫整備 浸水対策
省エネ推進	太陽光発電設備 電灯のLED化	節水型機器・高効率型機器・人感センサー	断熱性の向上（複層ガラス他）
各維持管理事業で対応する整備範囲	部位別修繕等の個別の環境改善整備 従来の大規模改修工事 長寿命化大規模改修工事		

主な部位の改修内容

主な部位の改修内容は以下のとおりです。なお、更新周期の目安については、営繕部局が示す耐用年数や財産管理部局が示す目標使用年数を参考に設定したものです。他の部位の更新についても、耐用年数や目標使用年数を参考に、必要に応じて更新していきます。

部 位	改 修 内 容	更新周期 (目安)
構造体（躯体）	コンクリートの中性化防止、鉄筋鉄骨の腐食防止等 (構造体劣化調査あるいは耐力度調査の結果に応じた具体的な改修方法を検討)	45～55年
外部	屋根・屋上 屋上防水の場合：トップコート塗替え、部分張替え 金属屋根の場合：塗装塗替え、葺替え(カバー工法)	15～20年
	外 壁 (モルタルの場合) 爆裂・クラック・浮き補修、複層塗材塗替え、外壁材の更新 (外壁劣化診断調査の結果を踏まえ工法を検討)	
	外部建具 (アルミサッシ) サッシの更新(カバー工法)、既存サッシのガラス更新	45～55年
	その他 雨樋、手摺、犬走り、外構排水溝の補修又は更新（劣化に応じた改修方法を検討）	随 時
内部	内 装 床・壁・天井の内装材の更新（必要に応じて天井の軽量化及び補強の減災化改修）	25～35年
	内部建具 間仕切壁（スクールパーティション）の更新	
	トイレ 簡易改修法（便器・洗面台交換、床補修、天井・壁の塗装等の簡易な改修）	
設備	電気設備 受変電設備の更新 電灯設備の更新（ハロゲン又はLEDへの更新）	25～35年
	機械 配管類 給排水設備、給湯設備等の配管類等の更新	
	設備 冷暖房 冷房設備（エアコン）の更新 暖房設備（ボイラー、FF式など）の更新	冷房10-20年 暖房20-30年

8 長寿命化の実施計画 今後の維持・更新コスト〔長寿命化型〕と長寿命化の効果

長寿命化型の維持更新

今後の整備方針は、長寿命化の基本方針（18頁）で示したように、長期的に活用できる施設づくりを目指すため、自主点検や予防保全を導入した維持管理に努め、改築時期を分散させるため、長寿命化大規模改修工事の実施時期を調整しながら整備規模の平準化を図り、改築時期を築後70年まで延長した長寿命化を進めることにします。この方針に沿って試算したコストシミュレーションは以下のとおりです。

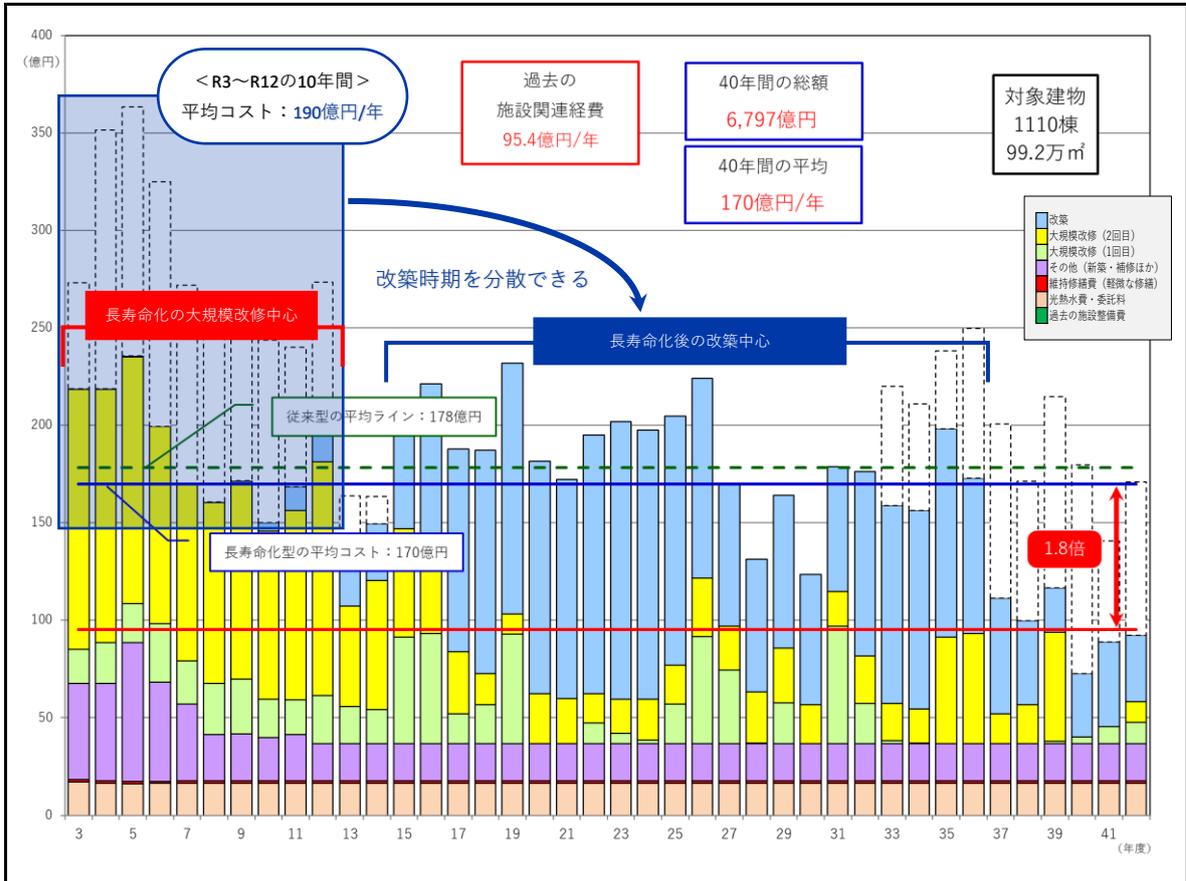
長寿命化型の維持・更新手法で試算した40年間の維持・更新コスト

<試算条件>（コストシミュレーションは次の条件で試算）

施設保有量は、現在の保有量で試算

改 築	改築時期	築後70年で改築（使用年数を20年延長）			
	改築単価	校舎367,000円/㎡、体育館450,000円/㎡、武道場252,000円/㎡ 実習棟339,000円/㎡、その他（寄宿舎・部室）361,000円/㎡			
	工事期間	2カ年度			
従来の 大規模改修工事	改修時期	30年	長寿命化 改修時期	50年	
	改修単価	220,000円/㎡	大規模改修工事	改修単価	220,000円/㎡
	工事期間	単年度	大規模改修工事	工事期間	単年度

※単価は直近の実績単価を採用



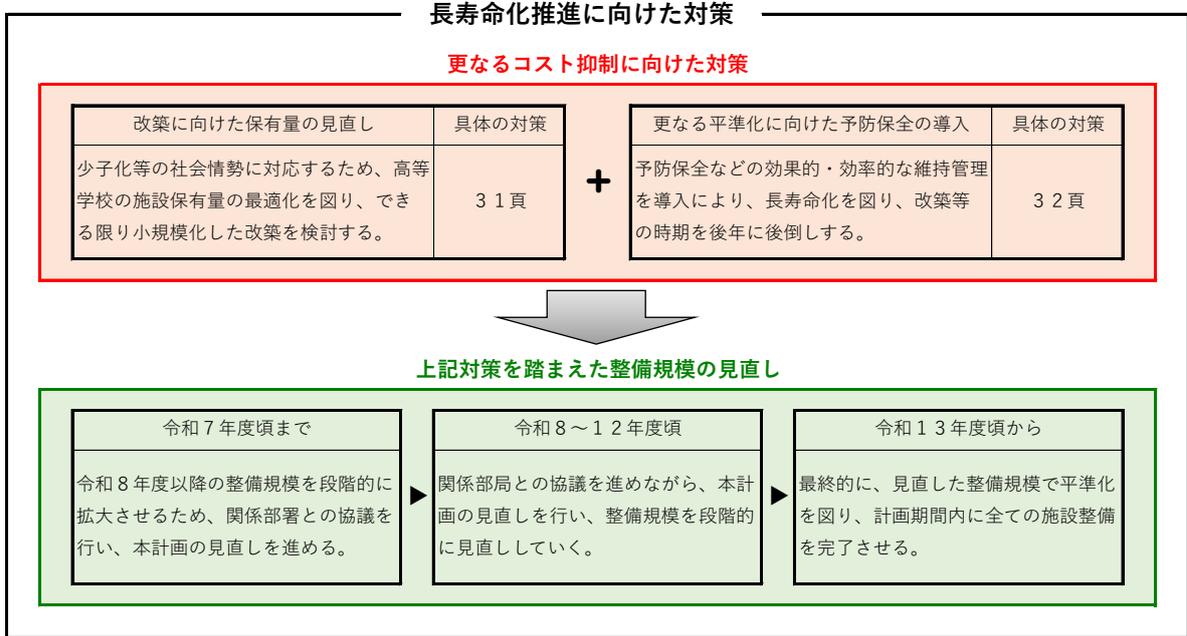
コストシミュレーションは文部科学省で提供している試算ソフトを活用したもので

試算結果（長寿命化の効果）

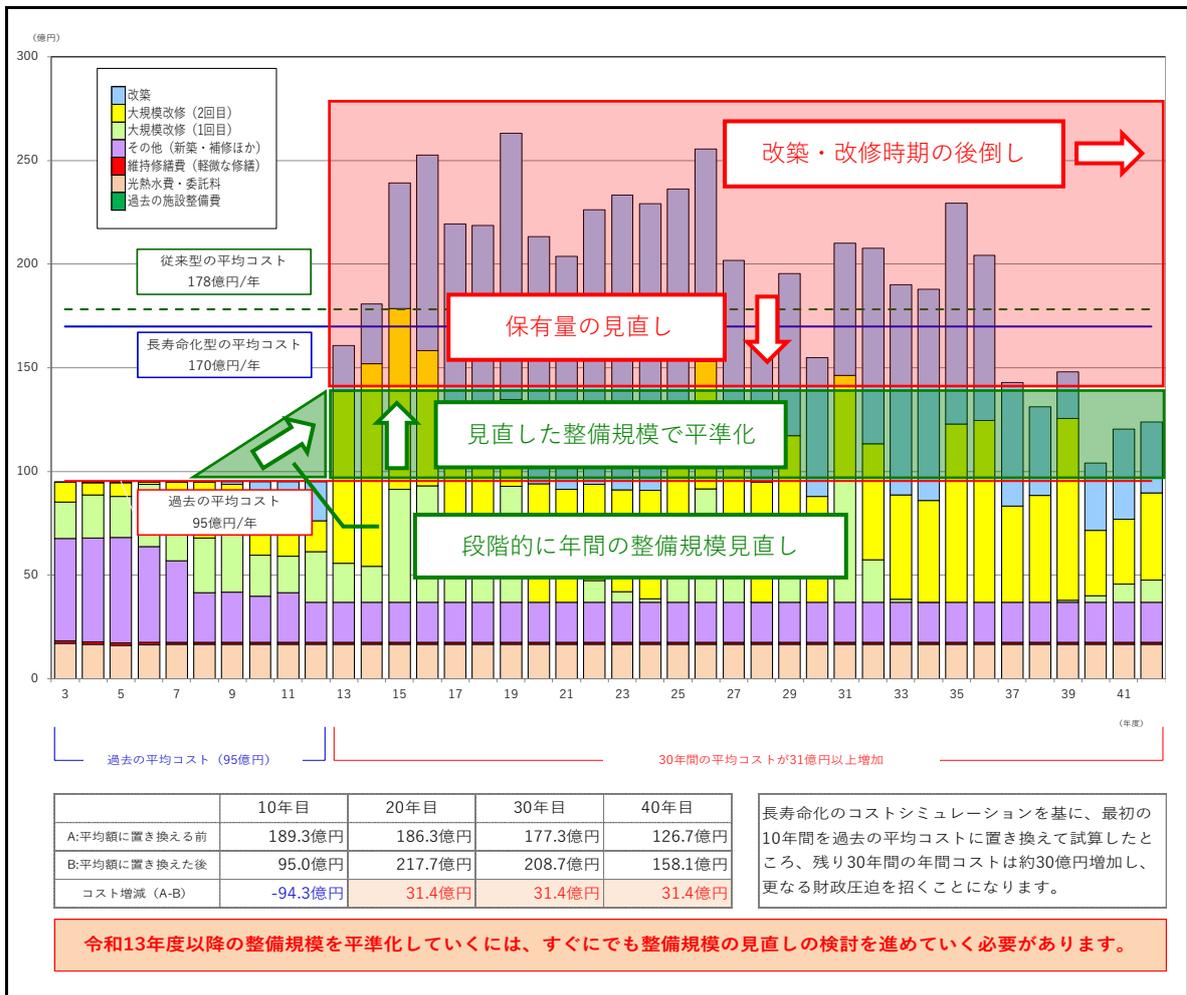
築後70年で改築した場合の総コストは6,797億円、年平均170億円になり、従来型の総コストを335億円削減（年平均8.3億円削減）することができます。改築時期を後年に分散させることで、向こう10年間の整備コストは、長寿命化大規模改修工事を集中的に行うこととなり、従来型よりも年間95億円以上削減することができる一方で、次の20年間は改築が集中するため、従来型よりも年間50億円以上のコストがかかる見通しとなります。このため、平均コストは過去の平均コストの1.8倍となり、依然として高い水準を維持することから、更なるコスト抑制に向けた対策が必要になります。

8 長寿命化の実施計画 長寿命化推進に向けたコスト見直し

長寿命化した場合であっても、平均コストは依然として高い水準を維持することから、更なるコスト抑制に向けた取組が必要になります。また、老朽化せずに施設整備を進めていく必要があるため、コスト抑制に向けた対策を踏まえたうえで、年間整備計画の見直しの検討を進めていくこととします。

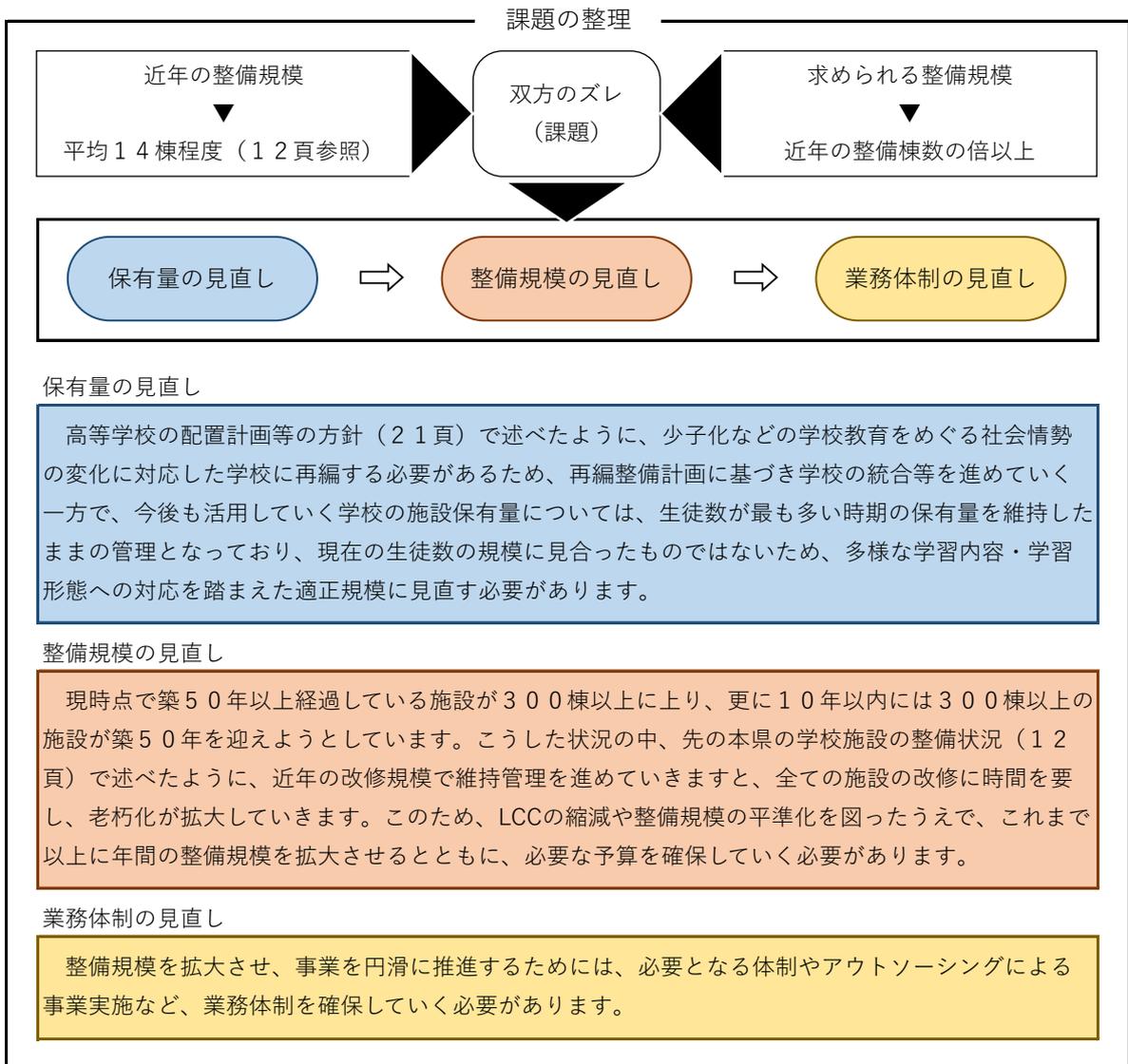


長寿命化推進に向けた対策を図表に表すと以下のとおり



8 長寿命化の実施計画 長寿命化に向けた課題と対策

長寿命化を円滑に推進していくためには、現在抱えている課題を解決する必要があります。そこで、以下のとおり課題点を洗い出し、解決に向けた対策を整理します。



課題解決に向けた対策

現在、課題となっている保有量・整備規模・業務体制の3つの要素を適正なものに見直す必要があります、そのための対策として以下のとおり進めていくこととします。

高等学校の保有量の最適化

改築に向けて、現保有量の最適化を図り、できる限り小規模化した学校づくりに努める。

適正な整備規模での予算化

LCCの縮減を図ったうえで、年間の整備規模を拡大した予算確保に努める。

業務体制の再構築化

人員体制の見直しや発注支援・工事監理などの業務を外注する手法を検討する。

8 長寿命化の実施計画 長寿命化に向けた課題と対策（適正規模の改築）

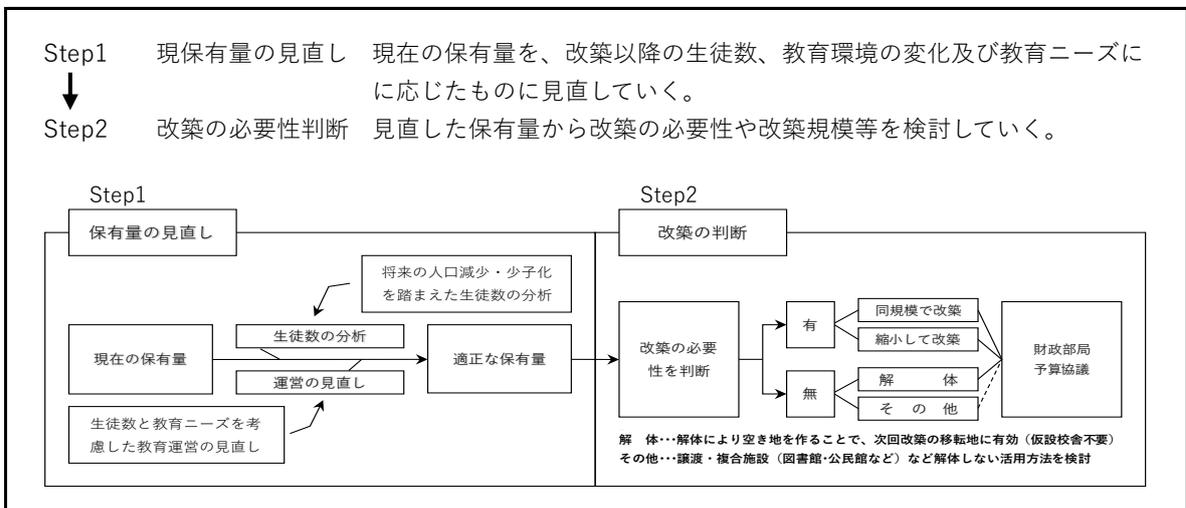
適正規模の改築に向けて

本県所管の高等学校の多くは昭和30年代から昭和50年代に掛けて集中して施設の建築を進めてきたことに伴い、改築時期を70年に延長したとしても、令和15年度から多くの改築を進めていく必要があります。そのため、改築にあたっては、人口減少や少子化といった社会情勢の変化に対応した学校づくりにしていく必要があります。将来の生徒数や教育ニーズに応じた保有量に見直し、財政負担を抑制した整備計画を検討していく必要があります。

また、学校運営に大きな影響を及ぼすことから、県教育委員会と学校が連携を密にしながら現在の施設保有量の見直しを進め、ソフト面とハード面の両面を十分に考慮した改築計画を検討していく必要があります。

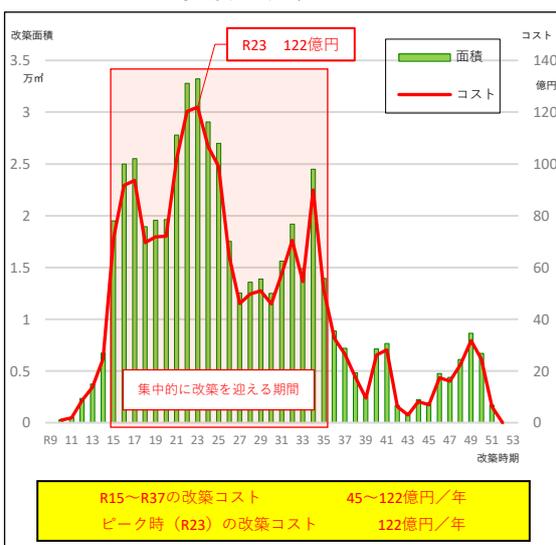
今後の対策

改築の検討にあたっては、①必要な保有量に見直したうえで、②改築の必要性を判断する2段階のステップで進めていくイメージになります。



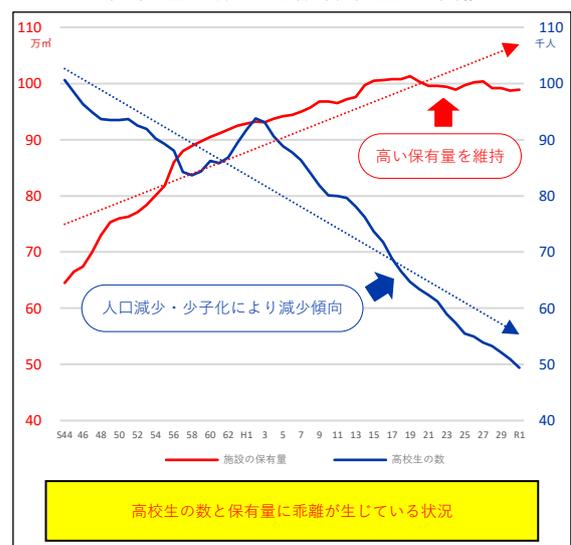
高等学校（校舎）の抱える改築に向けた課題

多額の改築コスト



本格的な改築は令和15年度から始まり、ピークを迎える時期は令和23年度になります。整備規模の平準化のため、改築規模を見直す必要があります。

高校生の数と施設保有量の乖離



社会情勢や東日本大震災の影響に伴い、高校生の数は減少傾向にあり、今後も減少が続く見通しとなるため、生徒数の規模に合った保有量に見直す必要があります。

8 長寿命化の実施計画 長寿命化に向けた課題と対策（適正な維持管理）

適正な維持管理に向けて

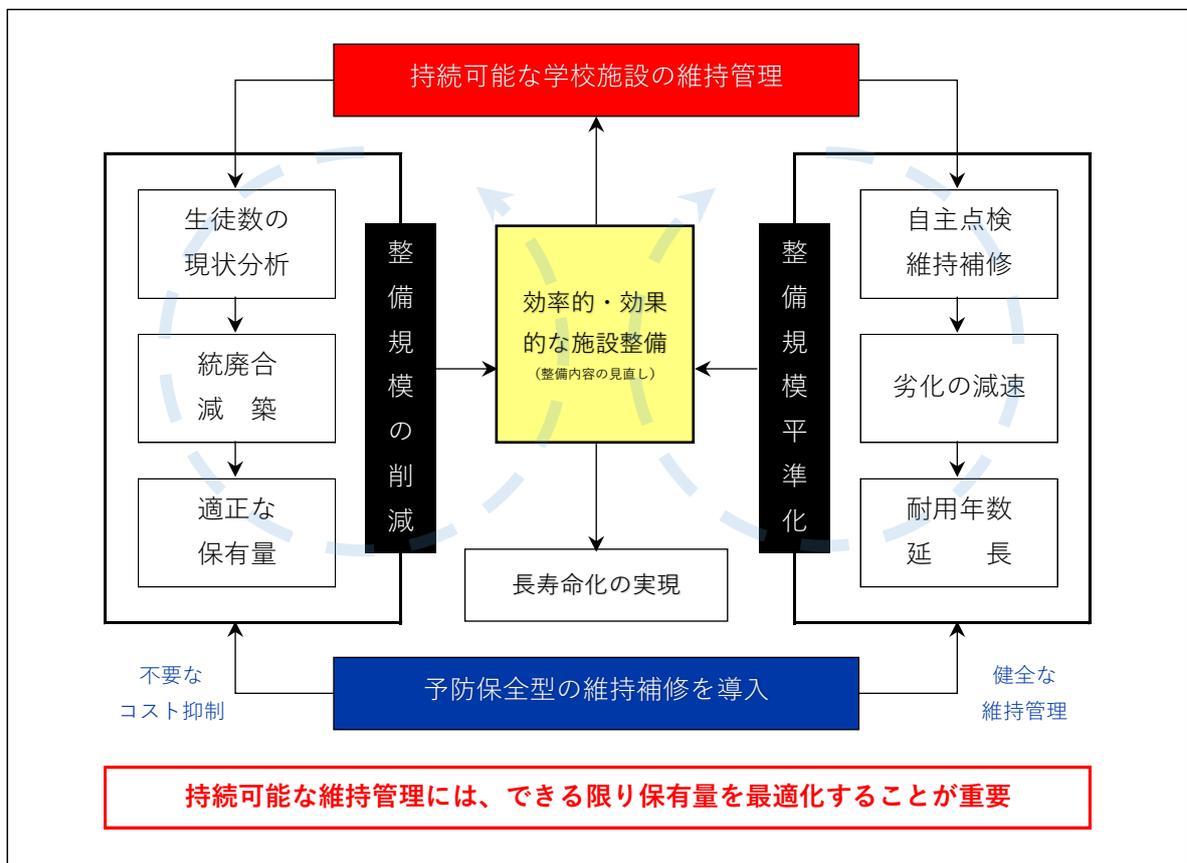
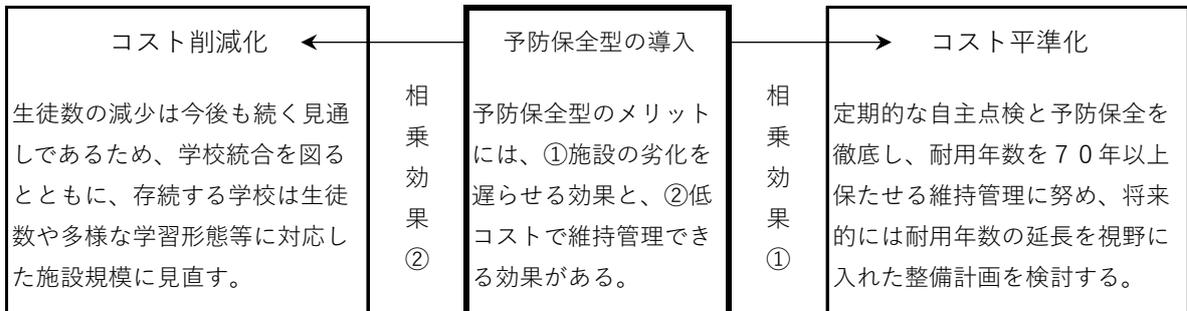
先の長寿命化推進に向けたコスト見直し（29頁）の棒グラフで示したように、これまでの整備規模で施設整備を進めると、将来的に良好な教育環境を維持していくことはできません。このため、施設を中長期的にマネジメントしていくには、計画的な維持管理に努めていく必要があります。

また、13年後には築後70年経過した施設の改築を多く迎えることとなり、これまでの整備規模を超える財源が必要になることから、学校の施設保有量を見直し、改築に向けて可能な限りダウンサイジング（減築）した改築プランを検討していく必要があります。

更には、再編整備計画に伴い閉校となった学校施設についても、解体又は譲渡するまでの間は、適正な財産管理に努めていく必要があり、関係部局等と連携を図りながら、閉校後の有効な活用方法等を検討していく必要があります。

今後の対策

安全安心な施設として中長期的に維持していくには、整備規模の削減と平準化の2つを軸に、予防保全の維持補修を加えた持続可能なマネジメントが必要になります。



8 長寿命化の実施計画 今後の整備費用

学校施設に関わる今後の整備費用（事業費）

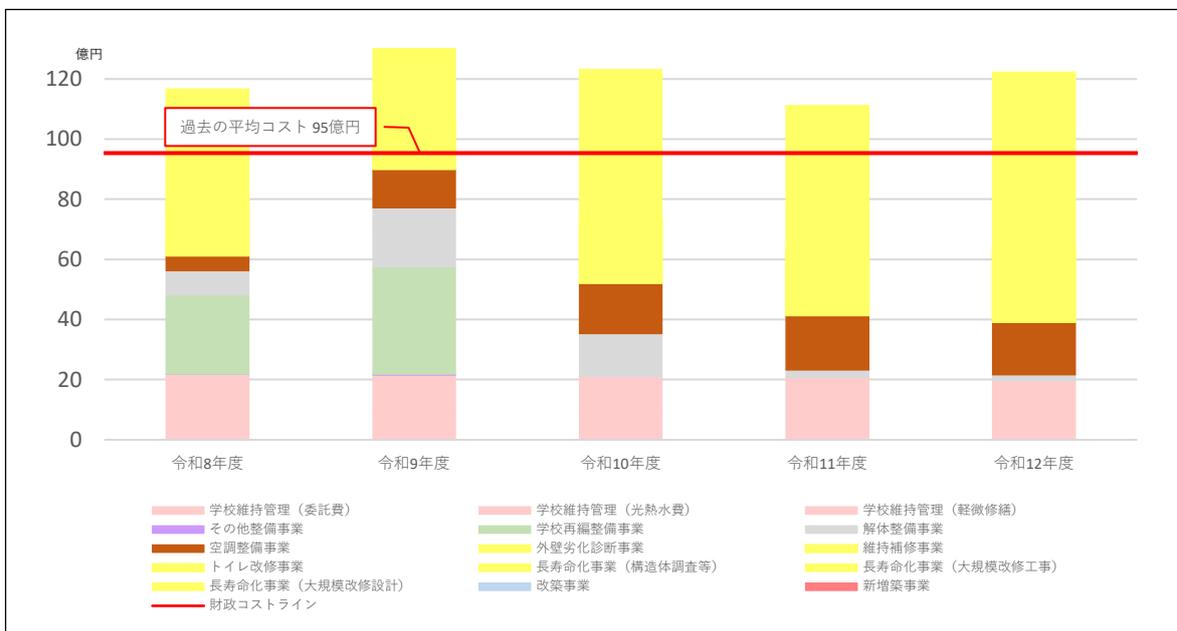
本計画では、令和8年度から令和12年度までの5年間の事業費を以下のとおり示し、計画的な事業遂行に努めていきます。なお、本事業費は概算値であり、実際の事業費については、毎年の予算編成の中で決定していくこととします。

単位：千円

事業名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
新増築事業	0	0	0	0	0
改築事業	0	0	0	0	0
長寿命化事業（大規模改修設計）	179,962	220,295	242,351	462,386	381,561
長寿命化事業（大規模改修工事）	3,548,194	3,799,406	4,766,347	4,236,895	5,460,229
長寿命化事業（構造体調査等）	11,846	10,000	10,000	10,000	10,000
トイレ改修事業	308,418	100,000	300,000	300,000	300,000
維持補修事業	1,476,717	1,624,388	1,786,826	1,965,508	2,162,058
外壁劣化診断事業	30,715	0	0	0	0
空調整備事業	494,287	1,283,740	1,683,843	1,818,465	1,745,330
解体整備事業	806,193	1,966,336	1,424,348	242,647	199,639
学校再編整備事業	2,631,912	3,560,744	0	0	0
その他整備事業	3,370	33,700	0	0	0
学校維持管理（軽微修繕）	136,265	134,630	131,399	129,823	130,602
学校維持管理（光熱水費）	1,196,862	1,183,697	1,156,472	1,142,595	1,036,334
学校維持管理（委託費）	847,657	838,333	819,052	809,224	801,941
計	11,672,398	14,755,269	12,320,638	11,117,543	12,227,694

算出条件 施設整備…営繕単価、実績単価、参考見積単価をベースに、現保有面積数で積算（工事費の例：延べ面積〇㎡×〇円/㎡×1.1）したものを又は参考見積額

維持管理…令和8年度は予算額、これ以降は過去5年間（R2-R6）の平均実績額と令和7-8年度の平均予算額に加え、令和10年度までに廃校及び閉校する分の経費を加味したもの



事業費が集中しないよう、できるだけ平準化していくこととします。

今後の方針

現在実施している大規模改修工事などの改修事業から長寿命化として位置づけ、老朽化対策を推進していきます。

また、本計画で掲げる長寿命化事業（大規模改修工事）については、自主点検により施設の劣化状況を見極め、必要に応じて施設整備の優先順位を見直していくこととします。

近年の物価高騰等の影響により事業費が増大する中で、計画的に事業を遂行していくため、長寿命化計画に基づく適切な管理に努めていきます。

9 長寿命化計画の継続的運用方針

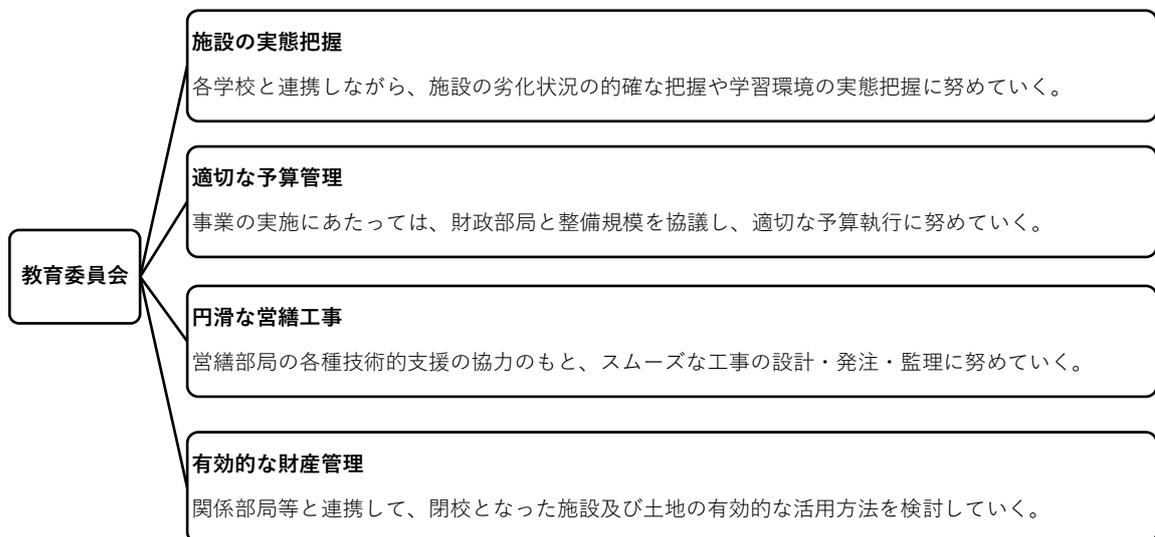
情報基盤の整備と活用

持続可能な学校施設の維持管理に努めていくためには、施設の劣化状況や工事履歴等の情報の適確な把握・管理に努めていく必要があります。そのため、今後は、学校と県教育委員会とが常に施設の劣化状況の把握に努めていくことはもとより、必要な情報を一元的に管理できる情報基盤を構築し、日常的に使用できるツールとして備えておく必要があります。

については、学校ごとの保有施設の基礎情報（棟数、面積）、健全度の評価、工事履歴等を記録した施設カルテの整備、カルテの情報を一元的に管理できるデータベースといった一連の管理システムの構築を検討していきます。

推進体制等の整備

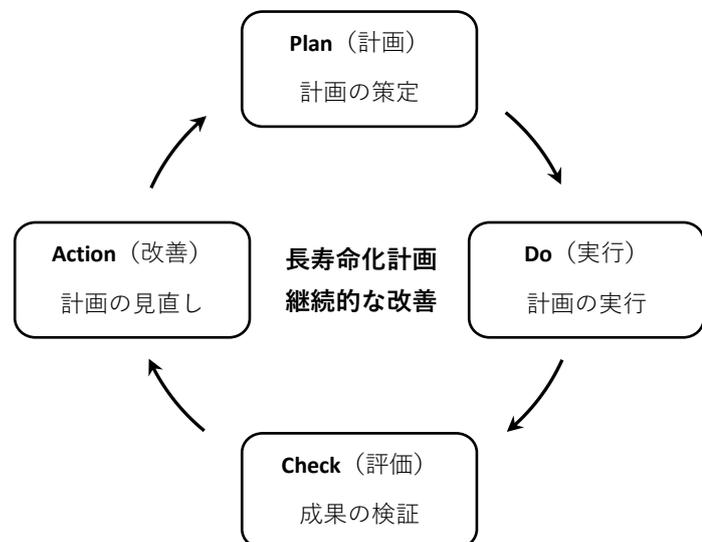
県教育委員会は学校管理者及び関係部局と情報共有を密にしながら連携強化を図り、教育財産（建物及び土地）の効率的なマネジメントに努めます。



フォローアップ

本計画は、社会情勢、教育環境の変化、生徒数の推移等を踏まえながら、PDCAサイクルの考えに基づき、長寿命化の進捗状況、施設の健全度の再評価、整備年次計画の再検討などのフォローアップを実施し、必要に応じて計画の見直しを行いつつ、年度ごとの予算編成の中で個別の事業費の精査を図ります。

また、本県の公共施設等総合管理計画が改定された場合にも、必要性に応じて見直しを行います。



本計画書における用語の定義

五十音順

用 語	定 義
許容限界性能	建物の部位部材、設備機器が通常に使用できる限界の状態のこいい、許容限界を超えたものは改修又は改築が必要になります。
躯体	建物の構造体のことで、建物を支える骨組みの部分（柱・床・壁・梁）のことをいいます。
健全度	改修・改築の必要な建物の優先順位付けの参考にするもので、主な仕上げ材などの劣化状況を100点満点で点数化した評価指標のことをいいます。
構造体劣化調査	建物の構造体の劣化状況や耐久性などを調べる専門調査をいいます。
コストシミュレーション	今後40年間の将来にわたる維持・更新コストを推計したグラフのことで、築後50年で改築する場合の「従来型」と、築後70年で改築する場合の「長寿命化型」に分けられます。
事後保全	建物の劣化が進行し、不具合が発生してから対応する事後的な補修のことをいいます。
耐力度調査	建物の構造耐力と健全度を調べる専門調査（構造体劣化調査よりも詳細で総合的に調べる調査）のことで、危険改築の判断に活用します。
長寿命化	予防保全や大規模改修などを適切に行いながら建物の劣化を遅らせることにより、これまで以上に長く使用していくことをいいます。（主に鉄筋コンクリート造等の建物の場合は70～80年まで延ばすことが多い。）
ファシリティマネジメント	土地、工作物、建物、物品などの財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、最適化（コスト最小、効果最大）を図りながら、戦略的に保有・処分・活用・維持していく管理手法のことをいいます。
部位別劣化度調査	建物を5つの部位(屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備)に区分し、A～Dの4段階で劣化状況を評価する調査のことをいいます。
保有量	各学校で管理している棟数や延べ面積のことをいいます。
メンテナンスサイクル	定期的な点検により施設の状態を把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検や改修計画等に活用する一連の取組を継続的に実施することをいいます。
予防保全	建物の劣化が軽微な段階で、機能・性能の保持・回復を図るために行う予防的な補修のことをいい、突発的な事故を減少させ、改修コストを抑制することができます。
ライフサイクルコスト	建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの建物に要する一連の費用のことをいいます。

福島県教育庁 財務課施設財産室

住 所 〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

電 話 番 号 024-521-8231

メ ー ル k.shisetsuzaisan@pref.fukushima.lg.jp